No. 1

昭和51年11月 初 版

各国事情のしおり

——— バングラデシュ編 ———

1976.11

国際協力事業団

ARY

JICA LIBRARY
1033204[7]

はしがき

本小冊子は、技術協力のために海外に派遣される専門家のオリエンテーション用資料として、事業団海外事務所からの調査報告をもとに作成したものである。

本小冊子は、事業団海外事務所の役割（専門家派遣に係る業務の範囲）、専門家に対する要望事項について記すとともに、専門家の日常生活に密着した任国事情、特に衣食住、気候、教育、公共施設、治安、対日感情等を重点として、主にダッカを中心に記したが、今後は地方の実情も加え適時修正をおこなってゆきたい。

本小冊子が同国に赴任する専門家の何らかの参考になれば幸である。

昭和５１年１１月

国際協力事業団
総務部長　木村敬三

国際協力事業団
受入月日 86.11.05
登録No. 15613
101
19
KA

目　　次

Ⅰ　国際協力事業団海外事務所について

1.　海外事務所の役割 …… 1

2.　専門家に対する要望事項 …… 2

Ⅱ　任国事情

1.　住宅（住宅事情、家賃、ホテル、什器・備品） …… 4

2.　食品（食料事情、価格、外食） …… 11

3.　衣類、日用品（衣料事情、日用品） …… 16

4.　使　用　人 …… 17

5.　医療（医療事情、医薬品、疾病の種類、
健康管理上の注意事項） …… 19

6.　子弟の教育機関（教育制度、教育機関、
授業料、通学方法） …… 21

7.　娯楽設備（保養地等、日本人クラブ等） …… 23

8.　電　　力 …… 25

9.　交通（交通事情、タクシー、ハイヤー、
レンタ・カー、自動車購入、運転免許） …… 25

10.　為替（相場、対日送金、滞在費等の受取方法） …… 42

11.　出入国管理（税関検査、外人登録、
ビザの更新手続等） …… 43

12.　便宜供与（種類、カウンターパート等、免許特権） …… 50

13.　通信、運輸（郵便事情、運輸） …… 51

14.　言語（公用語、現地語事前学習、語学学習施設） …… 53

15.　気　　候 …… 54

16. 治安（一般情勢、夜間外出、
緊急時における連絡方法） …… 55
17. その他（対日感情、新聞、雑誌等、
風俗・習慣、理髪、美容、買物） …… 57
Ⅲ 附　　録
1. 派遣専門家等に対する免税特権 …… 64
2. 同国の一般情勢 …… 72
Ⅳ 大使館等連絡先 …… 81

バングラデシュ人民共和国略図

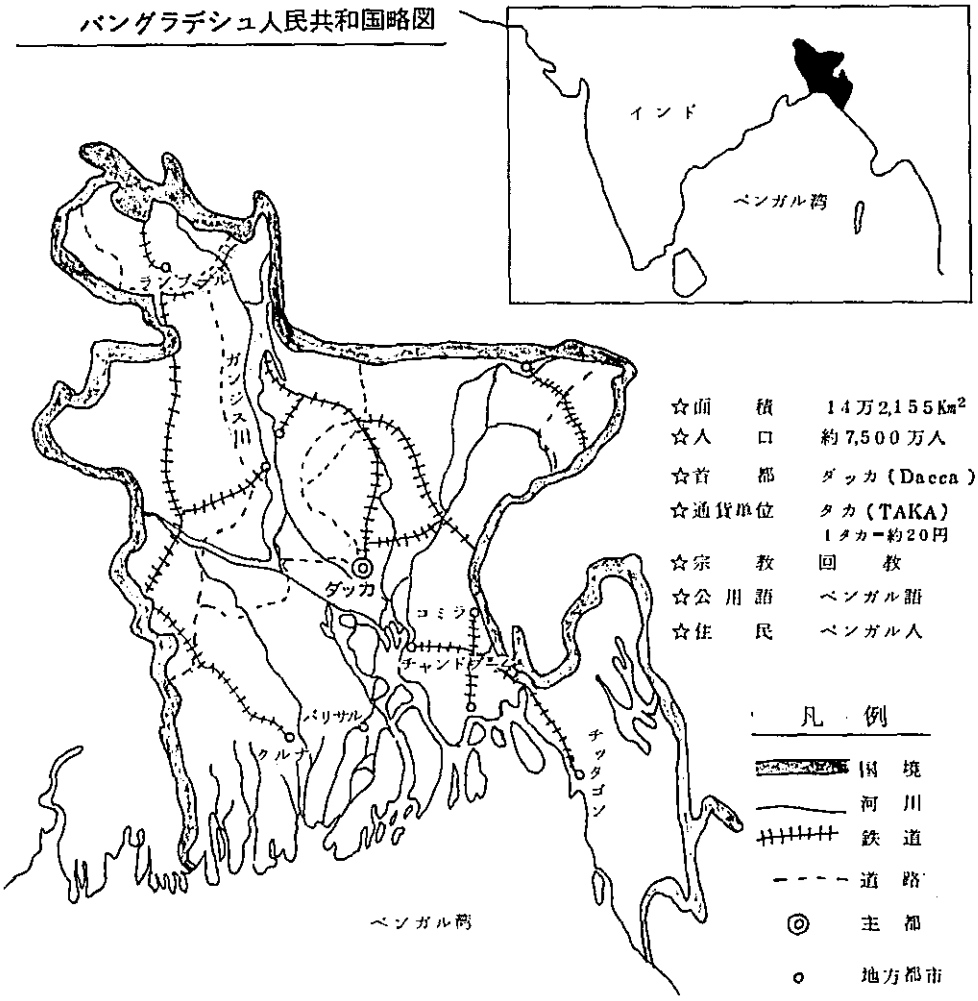

I　国際協力事業団海外事務所について

1.　海外事務所の役割

(1)　赴任前

イ）相手国政府との折衝

バングラデシュに赴任するわが国からの専門家はコロンボ計画によるものと、日・バ両国政府が締結したプロジェクトR／D、協定に基づくものとに大別される。双方について当事務所は在バングラデシュ大使館とともに赴任予定の専門家の受入れについてバングラデシュ国政府よりのアグレマンの取り付け、免税特権等の取得についての了解をバングラ側からとりつける。

ロ）生活環境の調査

専門家の任地についての生活環境調査を行い、事業団本部に報告し、必要な対策を講ずることとしている。

(2)　赴任にあたって

イ）空港出迎え

空港での通関はかなり厳しく調べられ、また通関諸手続きも初めて来バする専門家及び家族にとっては複雑であるため、当事務所は空港税関にて新規赴任の専門家の通関手続きに立合っている。

然し乍ら当国においては、Security の見地から部外者の空港内への立入りを禁止することがあり、最近においては当事務所のみならず、大使館員の立入りさえ禁止されたケースもあったので、任国事情１１.出入国管理の項において、空港内見取図とともに、特に入国に際しての注意事項を詳述した。

(3) 赴任中

イ）専門家との定期連絡日は特に定めていないが、必要の都度、当事務所に来訪願うか、電話連絡を取っている。

ロ）業務報告書は、オリジナルは専門家から直接ＪＩＣＡ本部へ直送し、その写しを当事務所に送付してもらう。必要に応じて、当事務所よりＪＩＣＡ本部に対し、プロジェクト或いは個々の専門家の諸問題について連絡をする。

ハ）プロジェクト或いは専門家の勤務先には、当事務所より必要に応じ訪問し、諸問題の解決にあたる。

ニ）専門家はインド国内、国外を公用或いは私用で旅行する場合、必ず当事務所に事前に文書あるいは口頭にて連絡する。

ホ）その他当事務所の専門家の赴任中の役割りは、ＪＩＣＡ本部が定める海外事務所の役割りに基づくが、国内暴動、クーデター等の緊急時の治安対策は大使館とも密接な連絡をもって行っている。

2. 専門家に対する要望事項

(1) 健康管理

バングラデシュは全般的に公衆衛生が普及しておらず、貧困と相俟って非衛生的な面が非常に多い。従って健康管理に細心の注意を払う必要がある。

(2) 交通事故対策

バングラデシュ国内は一般に人々の足として人力車を利用することが非常に多い。又、人力車の数も多い。これら人力車は車の警笛には全く慣れてしまっているため、相当に警笛を鳴らしてもわきにそれようとしないのが現状である。従ってわきに

人力車が、同時に対向車のくる場合には特に徐行する等注意することが肝心である。また事故対策のうえからも運転は自らが運転せず、人件費も安いので知人の紹介、或いはテストした上で、或いは試用期間を置いた上での現地人運転手を雇用することが必要である。

(3) 語学力

バングラデシュはベンガル語であるが、外国人は英語の能力があれば充分である。バングラデシュでは、たとえ技術能力が高くとも語学力の劣る者の評価は極めて低く、専門家としての職務の遂行にも大きな支障となるので、高度の英語力を備える必要がある。勿論ベンガル語を事前に習熟し、堪能であればそれにこしたことはない。

(4) その他

バングラデシュは現在非常事態宣言の下にあり、言論統制が行われており、国外に打電する電文等も英語に規制されていること等より外国人の国内、国際通信もチェックされていると考えられる。このため、バングラデシュの政治体制等を批判する文書の送付および外国語による批判は避けるべきである。

Ⅱ 任国事情

1. 住　　宅

㋑ 住宅事情

① エージェントの有無

当国には所謂エージェントなるものはなく、当国に在住する邦人の紹介によるか、或いは英字紙（THE BANGLADESH TIMES, THE BANGLADESH OBSERVER）に毎日掲載されている貸家欄（HOUSES TO LET）によって家を捜すのが普通である。

② 入手の難易度

家族構成等による希望家屋にもよるが、最近では比較的入手が容易となってきた。然し家具付住宅は少なく、家賃は最近値上りが著しい。

③ 賃借方法

住宅形態としては、大体独立家屋の練瓦づくりで割合い立派なもので、構造は食堂、応接間、寝室、浴室およびガレージに庭付きが普通である。然し、バナニ住宅街は新興住宅街の故か庭付きは少ない。

家賃は家屋の規模にもよるが、概ね月額TAKA 5,000～10,000（1タカ＝約20円）である。

比較的容易とは云っても特定のエージェント等がないため借家入手には相当の時間を必要とする。その間、ホテル住まいを強いられる。入居に際しては1年～2年の家賃の前払いが普通である。

④　契約上の注意

英文の契約書には決った雛形はなく、Lessor（家主）とLessee（借家人）との間で決める訳であるが、契約前に、すでに契約済みの専門家、邦人等の契約書を種々参考にされることが望ましい。

契約事項に双方が異存ない場合は、契約書に双方が署名して、契約が成立する。

なお、契約書用紙は政府発行のもので、家主がこれを用意することになっている。

⑤　住宅地域の状況

ダッカ市には外国人の住める住宅街として、①グルシャン（Gulshan Residential Area）地区、②ダンマンディ（Dhanmondi Residential Area）地区、③バナニ（Banani R／A）地区の3つが挙げられる。

①のグルシャン住宅街には、各国の大使館が多く外交団、商社駐在員の殆んどはこの地区に居住している。②のダンマンディ地区は住宅街としてはグルシャン地区よりも古く、パキスタン時代に建築されたものが殆んどであり、老朽化が目立つ。③のバナニ地区は新興で、最近では新しい住宅が数多く建築されている。

(ロ)　家　　賃……専門家が居住する家屋の平均的家賃

1）グルシャン地区における家賃（月額）

TK5,000～TK10,000

住宅形態としては、すべて独立家屋である。

2）ダンマンディ地区における家賃（月額）

TK4,000～TK8,000

グルシャン地区と同様、独立家屋で、家具付き住宅は殆どない。

3）バナニ地区における家賃（月額）

TK4,500～TK7,000

1）、2）と同様、独立家屋であるが、当地区の住宅の庭は非常に狭く、ガスの設備のないところもある。

なお、当地におけるアパートとは独立家屋、2階建ての1階または2階を居住する場合を云う。

註：天然ガスはグルシャン、ダンマンディ両住宅街及びバナニ地区の一部に敷設されており、他物価と比較して使用料金は非常に廉価である。料金は次の表のとおりである。

ガス料金表

（昭和51年6月現在）

Appliances	Number in Use	Monthly Charge	Amount	
			Taka	Paisa
Cooker (One Burner)		Tk 15.00		
Cooker (Two Burners)		Tk 28.00		
Additional Burner (Each)		Tk 8.00		
Oven (Each)		Tk 28.00		
Additional Oven (Each)		Tk 14.00		
Grill (Each)		Tk 28.00		
Additional Grill (Each)		Tk 14.00		
Water Heater up to 20 Gallons		Tk 56.00		
Water Heater above 20 Gallons		Tk 70.00		
Drier		R 84.00		
Minimum Charge		Tk 12.00		

US$ 1.00 = Tk 15.00

(ハ) ホテル

① 短期滞在・長期滞在のホテル（食費及び料金）

短期及び長期滞在に適したホテルは特にない。当地において外国人が適時宿泊に利用しているホテルは、次の２つである。

1） Hotel Intercontinental

2） Hotel Purbani

ホテル／部屋	ホテル・インターコンチネンタル	ホテル・プルバニー
シングル	TK501.50（US$34.00）	TK220.00（US$15.00）
ダブル	TK590.00（US$40.00）	TK325.00（US$22.11）

註：支払いは外貨払いである。

平均ホテル食事料金

朝　食 …… TK15～

昼　食 …… TK25～35

夕食食 …… TK35

(ニ) 什器・備品

① 携行を必要とする食器類等

日本食用食器（はし、おわん、湯のみ茶碗、蒸し器、鍋等大部分の台所用品、電気ガマ、プラスチック製容器等）は現地調達不可能なので携行した方がよい。洋食器類（皿（大皿、中皿、小皿）ソーサー、ナイフ、スプーンは現地で購入出来るが、外国製は一般に割高で、現地産は粗悪品である。コップ等ガラス製品、プラスチック製品も売ってはいるが、一般に品質が悪い。

備品としてはDeep Freezer（冷凍庫）及びエアコンは必

要である。専門家には特権免除があり、日本から派遣時に自動車一台、エアコン一台ともに無税輸入ができる。

なお、現地にて冷蔵庫のレンタル制度があり、保証金TK450で毎月TK150〜300で借りられるが、苛酷な気象条件下で長年使用した古い冷蔵庫であり、冷蔵能力も差してないので輸入が必要である。

② 入居当所購入を必要とする物および価格（冷蔵庫等）

品目	現地購入価格	備考
カーペット	（TAKA） 1,200	バングラ製（現地購入）
ソファ・セット	4,300	家族構成、夫婦、子供2人
ソファ・セット	3,500	注文品　バングラ製
食器棚（中型）	1,050	〃　〃
飾戸棚（中型）	1,500	〃　〃
食卓・椅子6ケ	1,300	〃　〃
シングル・ベッド2ケ マットレス別	1,600 @800	〃　〃
蚊帳	850	〃　〃
枕	22	〃　他は別送荷物として日本より持参
ダブル・ベッド マットレス別	1,850	〃
ダブル・ベッド用 マットレス（綿）	425	〃
スタンド付ガスレンジ	625	バングラ製（現地購入）
天井ファン2ケ	2,400 @1,200	〃　〃
バケツ2ケ	86	〃　〃
電気器具（ソケット、プラグ等）	280	〃　〃
台所金網	240	〃　〃
電球10ケ	80 @8	〃　〃

芝刈道具一式	320	バングラ製（現地購入）
錠前（大2、中5、小4）	275	〃　〃
台所用調理台2	220	注文
マホービン2	640 @320	英国製
センター・テーブル（補充1）	180	注文
食器類一式（大皿、中皿、小皿）	1,520	バングラ製
冷蔵庫　フイリップ 賃借冷蔵庫 10½ cft	US$　435.	ホンコンより輸入、取得期間約4ケ月、購入価格US$435 賃借料月額TK150 、保証金TK450 返却時にRefundされる
エアコン2台	US$　1.200.	購入価格US$1200 @600
エアコン据付料	550	カベ取りこわし、板わくセメント込み
合計	TK 25,013. US$ 1,635.	Rate 1US$=TK15.00（昭和51年6月30日現在）

(ホ) 電気、水道、電話

① 電話設置の可能性及び期間

電話の設置は可能である。電信・電話局に別添の申込書により申請する。設置までに要する期間は通常3ケ月乃至6ケ月位である。

当国の電話は一回で通話は先ず不可能で、2回、3回とダイヤルして始めてかゝるのが普通である。また、故障はしばしばで、通話不能となる。

公衆電話は市内になくGPO（ダッカ中央郵便局）にあるだけである。

BANDLADESH TELEGRAPH AND TELEPHONE DEPARTMENT
APPLICATION FOR TELEPHONE SERVICE

To

General Manager, Telephone.....

Divisional Engineer .....

I/We .....
(in block letters)
.....

hereby apply for telephone service to be provided under rules of the T. &. T. Department as in force from time to time. The address at which telephone is to be installed and other particulars are given below:-

Full Address where telephone is to be installed.....

.....
(in block letters)

Business or occupation .....

Full particulars of telephones alreayd working in my/our name and in the name of my/our firm business, etc. } .....
.....
.....
.....

I/We hereby undertake to pay all the dues in respect of the telephone service as may be found due according to the rates, rules and books of the T.&.T. Department and the telephone service shall be liable to disconnection without notice for non-payment of the dues. It shall also be open to the department to disconnect the telephone service after giving a week's notice,without assigning reason for such disconnection.

The Department shall not be liable for any loss or claim for damage or refund of rent or other dues arising on account of the interruption or disturbance or stoppage of communication from any cause whatsoever, nor shall the Department be liable for any loss or damage occasioned by delay in establishing or restoring communication.

註：電話設置に係る経費は次のとおりである。

1.保証金	TK250	3.2ケ月基本料前払い	TK80	
2.据付料	TK400	4.その他 TK10	計	TK740

② Depositの有無（電気・水道）

すでに電気、水道が敷かれている住居に入居する場合は、家主がDepositを支払っているため、新たにDepositを支払う必要はない。

なお、電気・水道の月額平均経費は次のとおり。

1） 電　気　　TK200.00（月額）

2） 水　道　　TK100.00（月額）

3） 電　話　　TK 80.00（月額）

1）の電気料は5月～10月の暑い時期には、エアコンは一日中オンにしたまゝなので、従って電気料は高くなる。

2. 食　品

(イ) 食糧事情

① 一般的食糧事情

主食は日本と同じ米なので、現地産の米は容易に入手出来るが、日本米と違ってねばりが全然ないパラパラしたもので日本人の口にはあわない。日本米に似ているアメリカンライス、ビルマ米、中国米などの援助米が外国から入った時には町の店頭で入手出来る事もあるし、ヤミで入手出来る事もある。野菜、肉、魚などは現地産のものが種類は少ないが入手出来る。

野菜は雨期（5月～9月）になると菜っぱ類は全然なくなり、瓜のようなきゅうり、人参（これもなくなる時がある）じゃがいも、玉葱、ビーンズ、なす位しかない。冬期は比較的野菜が多く、黄緑野菜も出回る。

肉は回教徒が多いので、豚肉は限られた場所で売られ、い

つも入手出来るとは限らない。

牛肉、マトン（山羊肉）、鶏肉は比較的容易に入手出来る。鶏は生きたままである。

魚は殆んど湖、川魚で、海の魚はチッタゴンからダッカに運ばれる時もあるが、鮮度も落ちている上に冬期に時々見かけるだけであとは入手困難である。

粉、塩、砂糖などは虫やゴミ入りを我慢すれば入手出来る。

② 日本食品の入手状況

日本食品は殆んど入手不可能である。時に現地の商店で日本食品が見つかるが、殆んど日本人家庭よりの盗品である。マーケットを頻繁にみて歩けばそれらの日本食品が手に入る事がある（例えば醤油、油、味の素、日本食品缶詰類、酢、つけもの、だしの素、乾麺と種々雑多な日本食品が古くて食べられない様なものでも売っている。）

③ 水、燃料（電気、ガス、炭）、調理器具、調味料

水は各家庭に水道が敷かれて、屋上のタンクにたまる様になっている。飲料水は必ず煮沸しなければならない。時に断水する。

燃料、電気は２２０Ｖで電圧が一定していない上に、停電は普通の事だが、電気ガマ、オーブン、グリルなどは使用出来る。

ガス、天然ガスで火力が強く、ガス代はガス台１個につき月にいくら、という計算なのでガスは１日中つけっぱなしにしていてもガス代には関係がない。地域によっては未だガスが敷かれていない所がある（バナニ地区の大半 ― バナニ地区は新興住宅地区で日本人家庭が大分住む様になっているが、

ガスが敷かれているのは1部分で、追い追い敷かれる様になる様子である。現在はケロジンを使用している家庭が多い）

炭、バーベキューなどの時などのために炭は入手出来る。

調理器具、ガス台は品質は落ちるが現地調達可能である。しかし品物が少ないので見つけるのに苦労するし、満足のおける品物が入手出来るとは限らない。

電気釜、鍋、包丁などは入手不可能（スプーン、ホーク、ヤカン、ボール、せともの、コップ類は現地産のものあるが、品質は悪い。外国製品は数少なく、高価である。台所用品は最低限日本から持参した方が良い。

調味料は塩、砂糖の他は入手困難。

④ 日本レストランの有無　　なし

(ロ) 価　格

品　目	単　位	価　格
米	1シェア（約1キロ）	3 TK
パン	1ローフ（小） ホテル内ベーカリー	9 〃
	1ローフ（大） 〃	18 〃
	1ケース（1斤） マーケット	1.5 〃
粉	1シェア	4 〃
砂糖	〃	12 〃
塩	ローカル　500g	4 〃
	外国製　500g	14 〃
肉　牛肉	1シェア	(良肉) 22 〃
マトン	〃	16 〃
豚肉	〃	14 〃
鶏	1　羽	10 〃
鶏卵	1ダース	9 〃

バター	½ポンド	14 TK
タバコ	外国製 20本	25 〃
	ローカル	〃
缶ビール	1缶	30 〃
紅茶	½ポンド	5.5 〃
ジャム	外国製 1ポンド	50 〃
野菜 馬鈴薯	1シェア	1.5 〃
人参	〃	3 〃
玉葱	〃	2 〃
いんげん	〃	3 〃
胡瓜	1 本（大）	3 〃
〃	〃 （小）	1～2 〃
茄子	1シェア	2 〃
にんにく	〃	6～7 〃
しょうが	〃	8 〃
ほうれん草	〃	5 〃
果物 マンゴー	1 コ	1～2 〃
バナナ	1ダース	6～10 〃
パイナップル	1 コ	4～5 〃
魚（大）	1シェア	45 〃
川エビ（中）	〃	6 〃
ヒルサ	〃	12 〃
日用品 化粧石けん	ローカル 1コ	4 〃
	外国製 1コ	40～50 〃
トイレットペーパー	外国製 1巻	18 〃
洗剤	外国製 1ポンド	14 〃
歯ミガキ		15 〃
シャンプー	日本製 200g	35 〃
	外国製（イングランド製）200g	60～70 〃

(ハ) 外　　食

中華レストランが十数軒あり、又インターコンチネンタルホテルとブルバニーホテルの中の食堂の他は、ローカルの食堂があるがとても入れない。

単身赴任者はそれらの中華レストランとホテルの中の食堂だけに限られる。ラーメン12TK、やきそば11TK、チャーハン13TK、ホテルでの食費、朝食15～、昼食25～、夕食40～位である。

(ニ) 其の他

日本食品は出来る限り派遣時携行すべきである。調味料は特に必要である。

食物についての注意

冬期になると野菜が出まわるが、農薬の規制が不完全なので多量の農薬が附着している場合や、反対に寄生虫や特にアメーバ赤痢は生野菜から感染するので生野菜をとる時には完全な水洗い、出来れば日本で使用している野菜用洗剤が必要である。ローカルのサラダオイルは混ぜ物があり、ガソリンなどが入っている時があるし、又油による肝臓障害などに注意（なるべく日本からの油を使用した方がよい）川魚は新鮮だといっても生で食べるのは禁物（さしみにして食べて寄生虫が身体中に寄生し皮フを破って虫が出てくるという奇病にかかった日本人がいる）回虫、蟯虫、条虫が多く、使用人の手洗励行、特に注意する。野菜や果物も中に小さい虫や卵が寄生している時があるし、牛肉でも生肉には寄生卵が普通にみられるという事であるので注意する。

3. 衣類、日用品

(イ) 衣料事情

① 一般的衣料事情

現地人は男はロンギ、女はサリーが一般的衣服なので日本人が着用する衣類は入手不可能である。日本製のテトロン、木綿生地など品数は少ないが、たまに入手出来る。テーラーが町の中に何ケ所か店を出していて普段着、シャツなど、見本のシャツ等を持っていくと同じ様に縫ってくれる。勿論上手とは云えない。既製品の衣類、下着類は皆無に等しい。

② 必要とする衣類

夏期（4月～9月頃）気温が高いうえに雨期が長く、湿気が多いので汗をすい取る木綿類の夏物が一番良い。冬期（10月末～2月頃）、夜間冷えこんだり、寒い時もあるのでカーディガン、合着が必要である。子供の下着類、ニット製品、ズボン、長袖シャツなど必要、又毛布も2～3枚必要である。

公式の衣類としては、黒、濃紺、黒系統の背広（夏、合着）各一着、婦人の場合はあまり公式の場に出席する例はないが、一応シルクか、それに準ずる生地の昼はスーツ、夜はロングドレスを準備した方が良い。その他夜のパーティーなどのためにドレッシーなワンピースかロングドレスを用意した方がよい。

(ロ) 日用品

最低限の日用品は現地調達可能であるが、品数も少なく、品質も悪い。トイレットペーパーは現地人は使用しないので、外国製しかないので、高価である。歯ミガキ粉、シャンプー等も外国製で高い。台所用洗剤、サランラップ、アルミホイル等は

入手不可能。化粧品も日本人に適した物はない。子供のオモチャなど少なく外国製は古いうえに高価である。子供の運動靴、水筒、くつ下、帽子等入手不可能。

寝具は現地産のを入手可能であるが、マットレス、ふとんなどは中にダニとか南豆虫がいるので、出来れば日本から軽いスポンジ、ウレタンのマットレスを携行した方がよい。

(ハ) 乳幼児を同伴する場合の注意

食料(粉ミルクはあるが、日本のミルクと大分違いがあるので出来れば缶の粉ミルクを持参した方がよい。

衣類(オムツ、オムツカバー等入手不可能、その他のベビー衣類、栖、白い木綿の生地、ゴムヒモ等持参した方が良い。

日用品、哺乳ビン、乳首、入手困難。その他オムツ洗いの洗剤が必要。

薬、健康薬品(ビタミン剤、ビオフェルミン等)、その他漢方薬、イチヂク浣腸、虫くだし等、日本から持参した方が良い。風邪薬や抗生物質はどちらかというと現地の薬の方が効く。

4. 使用人

① 職業紹介所　　なし。

② 具体的雇用方法

知人に個人的に紹介を依頼する。又は使ってくれと来たものを臨時に雇い自分で良いか悪いか確めて決める。一般的には知人からの紹介で決める。

③ 通常の給与月額

①コック　　1人　約300〜500TK

②ベアラー(家事一般)　1人　約250〜400TK
(コック兼ベアラーの場合は400〜500TK)

③ドライバー　　1人　約400～600TK
④アヤ（子守）　　1人　約200～250TK
⑤マリー（庭師）　　1人　約200～270TK
⑥スゥイパー（床掃除、洗濯）1人　約　50～150TK
⑦チョキダル（夜警）　1人　約200～250TK（パートが多い）

④　最低必要とする使用人

上記②⑤⑦、③ ― 運転出来てもドライバーを雇っているのが殆ど。

⑤　雇用、解雇に際し特に注意すべき事項

雇用に際しては、信用のおける使用人を選ぶ事が先決で、以前に日本人家庭に使われていた者ならば或る程度、日本的な知識もあるので使い易い。又地方から出て来た若者を初めから教育するのも良い。言葉、宗教の問題やベンガル人特有の激しやすい性格など、よく理解していないと使用人で苦労する。ぬすみぐせのある者や回教徒のコックだと豚肉を扱わないものもあるし、使用人同志宗教の違いであらそいが絶えない事もあるので注意。日本人的人の好さで信用すると、思わぬトラブルがおきる事もあるので使用人の扱いが難しい。

解雇をする場合は、タイミングが非常にむずかしい。解雇を通告したら、なるべく早くに解雇し、約1ケ月分を余分に支払った方が良い。親切心で早くから通告しておくと家の中の物を持ち出されたりするおそれがある。

5. 医　　療

(イ) 医療事情

① 医療施設

ダッカ市内には救急病院もあり、施設のとゝのった病院もある。これもダッカ市内に限られる。大きな病気をした場合には、薬も手に入らない場合がある。このような場合はバンコックから薬を取りよせるか、患者をバンコックに運ぶかする。

② 日本人医師の有無、ダッカ市内にはなし。地方（ラジシャヒ — 眼科1人、チッタゴン — 整形外科1人）但し、これらの日本人医師は各会社、団体専門医師で接触は困難。

大使館駐在医務官の有無 — なし。（ただし、バンコックの大使館より医務官が一年に4回定期診察に来る）

③ 出産についての安全性

日本人はダッカ市内のホーリーファミリーホスピタル（Holy Family Hospital）総合病院に入院、出産可能。正常出産の場合の安全性は良。異常出産の場合でも一応施設があるので大丈夫だろうと思うが不確実である。

④ 医薬品 — 日本から持参すべき薬品

風邪薬、正露丸、鎮痛剤、胃腸薬、クロマイ、アスピリン、マーキュロ、リバノール、オロナイン、フルコート、カルボールチンクリニメント、ホールチンク、ムヒ、レスタミンコーワ、ニュー今治水、オキシフル、眼薬、眼科用抗生物質、イチヂク浣腸、キンカン、ビタミン剤、包帯、ガーゼ付絆創膏、ガーゼ、脱脂綿、油紙、水虫の薬、タルカムパウダー

現地製薬品がずい分売られており、医師にかゝらなければ

ならない様な風邪、高熱、嘔吐、下痢、腹痛などは医師の処方箋通りの薬品を買ってのむ方が日本の薬よりよく効く。

⑤ 疾病の種類

(1) 風土的病なもの

赤痢、疫痢、寄生虫疾患、胃潰瘍胃腸障害、皮フ病。

(2) 日本出発前に特に予防注射しておくべきもの

種痘、コレラ。

子供の場合した方がよいもの

破傷風、麻痺、ポリオ生ワク。

⑥ 健康管理上の注意事項

(1) 夏期には無理をせず、昼寝など休養をとる事。

(2) 水、食物（特に生野菜）摂取時には特に注意する。

(3) 健康維持のための娯楽施設も少ないので、うまく気分転換をはかならいとノイローゼにかかったりするので注意。

(4) 下水、排水設備が不完全なうえ、現地人は尿意をもよおすと立小便ならぬすわって道路のはしに所かまわず排尿したり、排便したりするため寄生虫が多いし、赤痢保菌者が多いので使用人には石けんを与えて手洗いを励行させ、同時に家族全員外から帰宅した場合には必ずうがい、手洗いを怠らない。又定期的に検便をした方が良い。

(5) 破傷風菌は泥の中にもふつう存在するといわれる。又湖や池の端はしばしば寄生虫の温床となるし、寄生虫の種類によっては皮フからも入るので、子供は裸足で遊ばせない。釣の時など汚水の中に入らない様注意する。

(6) 野良犬が多く、かまれた場合には中々すぐにワクチンが手に入らない場合が多いので注意、同時に住宅地区でも庭

のすみや下水などに蛇がいるので、かまれない様に注意する。

(7) 病原菌を運ぶ鼠、ゴキブリ、蚊など家の中、外を問わずいたる所にいるので、みつけ次第駆除する。

(8) 多湿のせいで切傷、水虫などが思わぬ重症になるので、日頃気をつけて傷を作らない様にする。又子供の虫さゝれ、あせもなど同様予防が肝心である。

(9) 暑いところなのに風邪をひき易いのは室内外の温度の差、夜間の冷房のしすぎなどによるので注意。

(10) 体調をくずすと、すぐに急性胃腸障害、風邪などにかかり易く、油断出来ない。気候、住宅環境がよくない所なので、特に健康には気をつけないといけない。

6. 子弟の教育機関

(イ) 教育制度の概要

① 幼稚園　2～3年（3～6才まで）

② 小学校　1～5年（6～10才）

③ 中学校　6～10年（11～15才）

④ カレッヂ（高校）　2年間（16～17才）

⑤ 大学　Passcourse 2年間からHonouse（3年）engineeriy（4年）Medical（5年）あり、修士コース大学卒から1年～2年でMaster（修士）になれる。

(ロ) 通常専門家の子弟が利用している教育機関の実例

日本人学校の有無

現在ダッカ市に全日制日本人学校（幼稚園も含む）あり、専門家の子弟は日本人学校を利用している。

他にアメリカンスクール、インターナショナルスクール（グリーンハロルド）があり、英語が出来ればそれらの学校（幼稚部－高校）を利用する事が出来る。又現地の私立幼稚園、保育園を利用する事が出来る。

(ハ) 授業料

日本人学校	入学金	500TK
	月　謝	500TK
アメリカンスクール	幼稚部	100ドル
	小学部（1年～8年）	150ドル
	給食費	100TK
	バス代無料	

(ニ) 通学方法

スクールバス（日本人学校、アメリカンスクール共にあり）

バス代100TK（日本人学校）

(ホ) 通学時間

現在日本人学校では、	幼稚部	9：00am～11：40am
	低学年	8：00am～12：00pm
	高学年	8：00am～ 2：00pm

(ヘ) 給　食　なし。

高学年は水筒、弁当持参（腐敗しやすいので注意）。

幼稚園、低学年（水筒、おやつ）。

現在日本人学校では小学部、幼稚部だけであるが、必要に応じて中学部も可能である。

7. 娯楽設備

(イ) 保養地、ゴルフ、ボーリング、映画等

観光地としては、チッタゴンの近くにコックバザールの海岸があり、また湖もあるが、その他はあまり訪れる所はない。

保養地と云われる様なところも大してない。しいて言えばCox's Bazar, Kaptai, Rangmati, Sylhet位であろう。これらの保養地の宿泊は電力開発公社（Power Development Board）のRest House に前以って予約すれば、宿泊、食事共に可能である。

参考までにバングラデシュにおけるTourist Office は、次のとおりである。

Tourist Office

Dacca

Bangladesh Parjatan Corporation（観光公社）

125/A Motijheel Commercial Area

Telephone : 259560　257828

Information Center

(i) Hotel Intercontinental

Telephone　252911

(ii) Dacca Airport

Telephone　312111

(iii) Hotel Purbani

Telephone　254081/55

バングラデシュは、旧跡も限られており、娯楽設備もなく、またスポーツ施設が少ないうえ、スポーツ用品は高価のため一般には入手不可能である。国民もその日暮しに追われ、スポー

ツを楽しむ余裕がないことにより、スポーツが日本と違って高度に普及していない。

外国人は手入れの悪いゴルフ場（１ケ所しかない）でプレイするか、ホテル・インターコンチネンタルのプールで泳ぐか、或いはクラブに加入してテニスをする程度である。ボーリング場などは全くない。

映画館も２、３あるが、国産の映画の上映が大部分で、洋画は少ない。時々洋画も上映するが、外国映画の輸入はしていないので昔の古いフィルムばかりである。館内設備は決して清潔とは言えない。総じてバングラデシュでは娯楽を期待することは難かしい。

(ロ) 通常の余暇の過し方

前述したように、バングラデシュは娯楽施設が極端に少ないうえ、訪れる場所もまた少ないので、特に単身赴任者は気分転換に苦労する。

従って赴任に際しては、短波ラジオ、テープレコーダー、カメラ、書物などを持参し、これらと余暇を過ごす方法を考えるべきである。実際には、①ホテルのスウィミング・クラブ或いはゴルフ・クラブのメンバーとなり、ゴルフ、水泳を楽しむか碁、将棋、マージャン等、②英国人に英語を習う、③英語のテレビ、映画、英語ニュース等を視聴し、ヒアリングを向上させる、④写真撮影、⑤読書等、種々挙げられる。

(ハ) 日本人クラブ、スポーツ・クラブの有無、料金

日本人クラブなし、テニス、スイミング・クラブ有り。

ホテル・インタコンチィネンタルのSwimming Clubの場合入会金TK450.00及び別に月額TK100.00 前納3ケ月分で

メンバーになれる。申込時に本人及び家族の写真各２葉が必要である。

8. 電　　力

電圧・サイクル

２２０ボルト・５０サイクル。

但し、電圧変動が甚だしく最低１８０Ｖ、最高２４０Ｖに達することもある。

9. 交　　通

(イ) 交通事情

① 一般交通機関の発達度、種類

国内航空及び鉄道により都市間は連結されているが、特に鉄道は運営、運行が不充分で定時の運行がなされていない。地方旅行には、鉄道、国内航空、長距離バスがあるが、バスは一等がないので、外国人には利用できない。鉄道も時間がかゝるうえ、特に夜間の列車は強盗団の襲撃の対象ともなり得るので、危険である。このため国内線（BANGLADESH BIMAN）が一番確実で便利である。しかし時々欠航するので注意を要する。（タイム・テーブル参照）

この国の人々が一般に利用する乗用としては人力車（リキシャ）、三輪車（ベービータクシー）、バスがあるが、汚れていて外国人でこれらの乗用を利用する人々は非常に少ない。所謂、タクシーもあるが、市街を流しているタクシーはなく、拾える場所もホテル・インタコンチィネンタルの前か、ダッカ空港かに限られる。

総じて、バングラデシュの交通機関は整備されておらず、乗物の中でのサービスは期待できない。当国の大小の河川が主に北から南へ多数流れていて川巾の広いものが多い。橋が少ないためフェリー（大・小）を用いて道路をつないでいる。道筋によっては小さいフェリーしかなく、大型車輛の通行には制限がある。自家用車で地方へ出る場合は、河川のフェリー待ち（時間単位で待たされることも珍らしくない）が多いので、早朝に出発し、食料、飲み水、毛布、ガソリン等を必ず携行していく必要がある。

国内線航空運賃（片道）

ル　ー　ト	料　金
ダッカ　→　チッタゴン	TK130
ダッカ　→　ジェソール	TK　90
ダッカ　→　シレット	TK100
ダッカ　→　タクルガオン	TK140
ダッカ　→　コミラ	TK　40

BANGLADESS BIMAN(BG) タイムテーブル及び航空運賃

REVISED F-27 SUMMER SCHEDULE EFFECTIVE 21ST MAY, 1976

DOMESTIC

SECTOR:		BG 411 DLY	BG 413 DLY EX SUN	BG 415 SUN TUE FRI	BG 417 DLY	BG 433 DLY	BG 421 DLY	BG 423 DLY	BG 461 DLY	BG 463 DLY	BG 465 MON WED FRI	BG 467 DLY	BG 441 MON WED FRI	BG 401 DLY	BG 401A SUN THU	BG 403 DLY	BG 407 DLY	BG 481 DLY	BG 487 MON WED THU SAT	BG 451 TUE THU *
DACCA	DEP:	0615	0645	1100	1345		1500	1615	0630	0900	1115	1400		0730	1115	1240	1600	0845	1100	1115
CHITTAGONG	ARR:	0705	0735	1150	1435		1550	1705												
	DEP:					1500							0800							
JESSORE	ARR:								0710	0940	1155	1440	0900							
SYLHET	ARR:													0815	1200	1325	1645			
COMILLA	ARR:																			1145
ISHURDI	ARR:																	0925		
COX'S BAZAR	ARR:					1530														
THAKURGAON	ARR:																		1200	

SECTOR:		BG 412 SAT	BG 414 DLY EX SUN	BG 416 SUN TUE FRI	BG 422 DLY	BG 434 DLY	BG 418 DLY	BG 424 DLY	BG 462 DLY	BG 464 DLY	BG 466 MON WED FRI	BG 468 DLY	BG 442 MON WED FRI	BG 402 DLY	BG 402A SUN THU	BG 404 DLY	BG 408 DLY	BG 482 DLY	BG 488 MON WED THU SAT	BG 452 TUE THU *
THAKURGAON	DEP:																		1220	
COX'S BAZAR	DEP:					1550														
ISHURDI	DEP:																	0945		
COMILLA	DEP:																			1205
SYLHET	DEP:													0835	1220	1345	1705			
JESSORE	DEP:								0730	1000	1215	1500	0920							
	ARR:					1620							1020							
CHITTAGONG	DEP:	0730	1115	1215	1610		1645	1730												
DACCA	ARR:	0820	1205	1305	1700		1735	1820	0810	1040	1255	1540		0920	1305	1430	1750	1025	1325	1235

Note: (1) All Times local. (2) Subject to change without any notice. (3) *BG451/452 Operating from 01JUN '76.

② 道路事情（舗装状況等）

都市間を結ぶ国道は途中切れている処もあるが、舗装道路である。支線は牛車、水牛車専用で、乗用車の運行にジープでもない限り望めない。又市内の道路は舗装してあるが雨期には市内でも所によっては浸水のため、通行不可能になるときもある。

バングラデシュ国土の大部分は沖積堆積物と軟石によっておおわれており、堅い石が得られないため、舗装工事に必要な砕石の代りに練瓦をくだいたものを使用しているため、市内は舗装しているとはいえ、ところどころ穴があき、道路状態は決して良好とは云い難い。

③ 運転上の注意

当国には交通法規はあっても、これを忠実に守って運転する者は極めて少ない。市街には到る所、人力車（リキシャー）が数をなして狭い道路でも縦横に走っており、自動車のホーンには全く慣れきっておるので、一寸位の警笛では道のわきに避けようとしないので、接触等の事故をおこすおそれがあるので、注意が必要である。

また、現地人の運転も乱暴で、ウインカーのこわれていることにもよるが、左折、右折があいまいである。特に対向の乗合いバスは猛スピードで疾走して来るので、注意が肝心である。夜間の片眼の自動車（特に右のライトが切れている自動車）に注意する。

④ 特に注意すべき交通法規

発車、右折、左折、スロー・ダウン及び停車はすべて交通法規上の設定によれば、 Hand signal をもって行うことに

なっているが、事実上は殆んど遵法されていない。

但し、前方のウインカーの破損しているジープ、その他車の運転手の手信号による右折、左折の指示をすることがあるので、ハンド・シグナルの意味を知る必要はあろう。当国では左側通行制。

(The driver of a motor vehicle shall drive the vehicle as close to the left hand side of the road)

である。

交 通 法 規

1. The driver of a motor vehicle shall drive the vehicle as close to the left hand side of the road as may be expedient, and shall allow all traffic which is proceeding in the opposite direction to pass him on his right hand side.

2. Except as provided in regulation 3, the driver of a motor vehicle shall pass to the right of all traffic proceeding in the same direction as himself.

3. The driver of a motor vehicle may pass to the left of a vehicle the driver of which having indicated an intention to turn to the right has drawn to the centre of the road and may pass a tram-car or other vehicle running on fixed rails, whether travelling in the same direction as himself or otherwise, on either side: Provided that in no case shall he pass a tram-car at a time or in a manner likely to cause danger or inconvenience to other users of the road or pass on the left hand side a tram-car, which when in motion would be travelling in the same direction as himself, while the tram-car is at rest for the purpose of setting down or taking up passengers.

4. The driver of a motor vehicle shall not pass a vehicle travelling in the same direction as himself.-(a) If his passing is likely to cause inconvenience or danger to other traffic proceeding in any direction, or (b) where a point or a corner or a hill or an obstruction of any kind renders the road ahead clearly visible.

5. The driver of a motor vehicle shall not, when being overtaken or being passed by another vehicle increase speed or do anything in any way to present the other vehicle from passing him.

6. The driver of a motor vehicle shall slow down when approaching a road intersection, a road junction or a road corner, and shall not eenter any such intersection or junction until he has become aware that he may do so without endange ing the safety of persons thereon.

7. The driver of a motor vehicle shall on entering a road intersection, if the road entered is a main road designated as such give way to the vehicles proceeding along that road, and in any other case give way to all traffic approaching the intersection on his right hand.

8. The driver of a motor vehicle shall, when passing or meeting a procession or a body of troops or police on the march or when passing workmen engaged on road repair, drive at a speed not greater than fifteen miles an hour.

9. The driver of a motor vehicle shall-

(a) *When turning to the left, driver as close as may be* to the left hand side of the road from which he is making the turn and of the road which he is entering:

(b) When turning to the right, draw as near as may be to the centre of the road along which he is travelling and cause the vehicle to move in such a manner that-

i) as far as may be practicable, in passes beyond, and so as to leave on the driver's right hand, a point formed by the intersection of the centre lines of the intersecting roads: and

ii) it arrives as near as may be at the left hadn side of the road which the driver is entering

SIGNALS

[Eleventh Schedule, Motor Vehicles Act, 1939]

1. When about to turn to the right or drive to the right hand side of the road in order to pass another vehicle or for any other purpose, a driver shall extent his right arm in a horizontal position outside of and to the right of his vehicle, vehicle, with the palm of the hand turned to the front.[Fig.1]

2. When about to turn to the left or to drive to the left hand side of the road, a driver shall extend his right arm and rotate it in an anti-clockwise direction [Fig. 2]

3. When about to slow down, a driver shall extend his right arm with the palm downward and to the right of the vehicle and shall move the arm so extended up and down several times in such a manner that the signal can be seen by the driver of any vehicle which may be behind him. [Fig. 3]

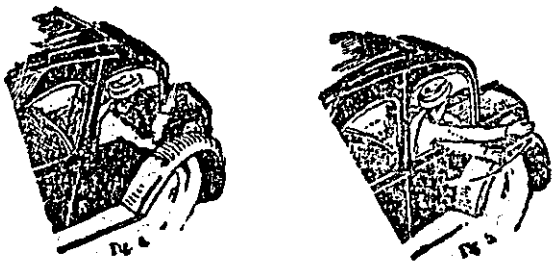

4. When about to stop, a driver shall raise his right forearm vertically outside of and to the right of the vehicle, palm to the front. [Fig.4]

5. When a driver wishes to indicate to the driver of a vehicle behind him that he desires that driver to overtake him, he shall extend his right arm and hand horizontally outside of and to the right of the vehicle and shall swing the arm backwards and for wards in a semi-circular motion [Fig. 5]

⑤　交通事故の取扱い

事故の取扱いは警察署に届け出て措置すること。外国人が別個に処理しようとするとかえって危険である。

⑥　事故補償

自動車の強制保険制度があり、保険金の額は車の価格によっても異なるが、日本車の場合２０００ccクラスで年間ＴＫ1,５００～ＴＫ2,０００程度である。人身事故に対しては通常死亡せしめた場合は、死亡者の社会的地位、身分により補償金額がことなる。その他事故の程度にもよるが、すべて法廷にてこれを決定して保険会社に支払わせしめることとなる。

程度の軽い事故、例えば追突された、或いは接触されてボデーの一部をへこまされたようなケースの場合には、直ちに警察並びに保険会社に連絡し、保険会社員、警官立合いのもとにサーベイを行い保険会社がレポートをまとめ、会社指定の自動車修理工場にて修理をすることとなっている。

なお、バングラデシュにおける保険会社名、住所、電話番号は次のとおりである。

Sadharan Bima Corporation
Ispahani Building
14/15, Motijheel, Dacca
Phone:　251646　250568
　　244304　251993

(ロ)　タクシー、ハイヤーの利用、料金

タクシーについては、9.(イ)の交通事情の項にて記したとおり、現在は限られた場所、即ちホテル・インターコンチネンタルの

前のタクシーを利用するか、或いはホテル・プルバニーよりコールするか、又は空港前のタクシーに乗るしか、この国では方法がない。

料金は、例として空港より宿舎（ホテル・プルバニー）まで約ＴＫ３０である。

なお、バングラデシュ観光公社（BANGLADESH PARJATAN CORPORATION）でも自動車、マイクロバス、バス（エアコン付）及びボート等の営業サービスを行っているので、これらも利用できる。連絡先は125／A モーチィジィール商業街（Motijheel Commercial Area）の公社本社、電話259560か257828に連絡するか、またはホテル・インターコンチネンタル及びホテル・プルバニー内の同社支店に連絡すれば、利用可能である。

なお、観光公社の各種車輛料金（Tariff）は次の表のとおりである。

TARIFF FOR LAND AND WATER TRANSPORTS

DACCA

LAND TRANSPORTS:

1. Rent-A-Car

Per Hour	.	Tk, 30.00
Per Mile	...	Tk, 1.25
Empty Haulage	...	Tk. 1.50 (Per mile)
Night Halt	...	Tk. 50.000 (from 10 p.m. to 6 a.m.)

20% surcharge for air-conditioned cars.

2. Microbus

Per Hour	...	Tk. 50.00
Per Mile	...	Tk. 2.00
Empty Haulage	...	Tk. 2.50 (Per mile)
Night Halt	...	Tk. 75.00 (from 10 p.m. to 6 a.m.)

3. Air-Conditioned Bus

Per Hour	...	Tk. 125.00
Per Kilometre	...	Tk. 3.00
Empty Haulage	...	Tk. 3.00 (Per kilometre)
Night Halt	...	Tk. 150.00 (from 10 p.m. to 6 a.m.)

4. Transfer by Air-Conditioned Bus

Dacca Airport	to Hotel Intercontinental/ Purbani International and vice versa.	..	Tk. 10.00 per person.

5. Transfer by Motor Car (Per Car)

From Hotel Intercontinental	to Dhanmondi R.A./Airport/ Bangladesh Secretariat/ Hotel Purbani International/Motijheel Commercial Area and vice versa.	..	Tk. 15.00
From Hotel Intercontinental	to Gulshan and vice versa.	..	Tk. 30.00
From Airport	to Hotel Purbani International and vice versa.	..	Tk. 25.00
From Airport	to Gulshan/Dhanmondi R.A. and vice versa.	..	Tk. 20.00
From Hotel Purbani International	to Gulshan and vice versa.	..	Tk. 35.00
From Hotel Puroani International.	to Dhanmondi R.A. and vice versa.	..	Tk. 20.00

6. Sight-Seeing and River Cruishing

Dacca City Sight-Seeing Tours

a. Dacca City sight-seeing -- Tour fare : Tk. 25.000 per person inclusive of guide fee. Duration: 3 hours. Minimum 4 persons. The tour will operate even if an individual pays for the minimum required persons.

b. Dacca City sight-seeing and river cruising (9-30 a.m. to 5. p.m.) Tour fare: Tk. 120.00 per person inclusive of guide fee, packet lunch and soft drinks. Minimum 4 persons. The tour will operate even if an individual pays for the minimum required persons.

c. Driving and river cruising -- Tour fare Tk. 80.00 per person inclusive of soft drinks (1 1/2 hours driving and 1 1/2 hours river cruising). Minimum 4 persons. The tour will operate even if an individual pays for the minimum required persons.

CHITTAGONG

LAND TRANSPORTS:

1. The rates of tariff for rent-a-car, microbus on hourly & mileage basis and Chittagong/sight-seeing tour fare are the same as in Dacca.

2. Transfer by Motor car
From Chittagong city to Airport and vice versa (1-3 persons) : Tk. 40.00.

3. Excursions Tour

   a. From Chittagong to Kaptai and back = Tk. 75.00 per person inclusive of guide fee, packet lunch and soft drinks. Minimum 4 persons. The tour will operate even if an individual pays for the minimum required persons.

   b. From Chittagong to Rangamati and back = Tk. 80.00 per person inclusive of guide fee, packet lunch and soft drinks. Minimum 4 persons. The tour will operate even if an individual pays for the minimum required persons.

4. Air-Conditioned Bus

From Chittagong to Cox's Bazar and vice versa:

a.	Adult	... Tk. 30.00 per pax
b.	Children from 12 years to 15 yrs	... Tk. 15.00 per pax
c.	Children below 2 years.	... Tk. 3.00 per pax

COX'S BAZAR

Transfer by Microbus (Per head)

a. From Cox's Bazar Airport to Cox's Bazar Township/ Parjatan Complex and vice versa = Tk. 5.00

b. Cox's Bazar Township and Ramu Sight-seeing tours = Tk. 25.00 per head. Minimum 4 persons. The tour will operate even if an individual pays for the minimum required persons.

c. Excursions to Teknaf by Microbus = Tour fare Tk. 85.00 per person inclusive of guide fee, packet lunch and soft drinks. Minimum 4 persons. The tour will operate even if an individual pays for the minimum required persons.

KHULNA

LAND TRANSPORTS:

The rates of tariff for Rent-a-car is same as in other places.

KAPTAI, RANGAMATI, DACCA, KHULNA AND COX'S BAZAR:

WATER TRANS PORTS

The rates of tariff for Speed Boat:

a.	Per running hour	...	Tk. 75.00
b.	Per half an hour or fraction thereof	...	Tk. 37.50
c.	Haltage--per hour or fraction thereof	...	Tk. 10.00
d.	Night Halt (from dusk to dawn)	...	Tk. 40.00
e.	Empty haulage per hour	...	Tk. 75.00
f.	Empty haulage for half an hour or fraction thereof.	...	Tk. 37.50

KAPTAI

PONTOON BOAT

a.	Per hour (Running) ...	Tk.	75.00
b.	For half an hour or fraction thereof...	Tk.	37.50
c.	Haltage--Per hour or fraction thereof..	Tk.	12.00

COX'S BAZAR

JOLLY BOAT

a.	Per hour ...	Tk.	10.00
b.	For half an hour or fraction thereof...	Tk.	5.00

(ハ) レンターカー（車到着までの利用）

レンターカーについては観光公社のレンターカー出張所が、ホテル・インターコンの玄関の横にデスクを置いて営業している。料金については料金表のレンターカーの項参照。

(ニ) 自動車購入

① 購入方法、融資方法

ホンダＣＩＶＩＣ、トヨタ、三菱ギャラン等、現地購入も可能であるが、現地購入は手続きが煩さなこと、１０００CC.５０％１２００CC.９０％、１４００CC.１２５％、１６００CC.１５０％、１６００CC.以上は２００％の関税（ customs duty ）がかゝることと、加えて２０％の sales tax が課税される。従って専門家は免税の特権があるので、国産車の輸入が望ましい。なおダッカ空港到着時、車を含めて輸出した品目を空港備え付けの用紙（ UNACCOMPANIED BAGGAGE DECLARATION FORM"A" ）別送荷物申請様式" A "に記載し正、副２通を作成、税関に提出し、正１通を保管し、後日引取時にに一件書類の１つとして使用することゝなるので大切に保管することが必要である。これについては、１１.出入国管理の項にて詳述する。現在日本車の在庫はなく、オーダーにより日本より輸入する仕組みである。

② 免税特権について

①にて記したように専門家は１台の自動車が免税にて輸入可能である。

③ 帰国時の売却方法、課税

外交官および専門家によりオファーされた乗用車、車輛はバングラデシュ政府の Supply and Inspection Department

によって買い上げられることになっている。

また専門家が他の各種援助計画を来パしている専門家に転売することは可能で、この場合には課税の対象にならない。

但し、専門家が現地人に売却する場合は車の型式、マイレジ等勘案され、課税される。

④ 現地代理店（購入、修理、整備等）

トヨタ、三菱の車を取扱う現地代理店はあるが、購入方法の項目で述べられたように車の在庫は一台もなく、オーダーの都度日本より輸入することになっている。これらの代理店は修理および整備が主である。一応の修理は可能で、Panel beating、塗装も行っているが、メタリックのペイントはavailableではないので、部品を含め接触事故によるキズ、へこみ等、修理後の塗装は問題である。日本と異なり人件費が安いので、修理代は程度にもよるが、さして高くない。

(ホ) 運転免許

① 国際免許証の有効性、免許取得の方法、経費

国際免許証の有効期間は一年であるが、事故等の発生にかんがみて、国内ライセンスを取得することが望ましい。国内運転免許証はダッカ市の交通警察登録局（Traffic Police Registration Office）にて容易に切換え、取得可能である。経費（手数料）はＴＫ３０である。

なお、申請に際し、写真２葉を必要とする。

(ヘ) ガソリン代

１ガロン　　ＴＫ21.09

乗用車、車輛にかゝるバングラデシュ政府外務省回状

GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S
REPUBLIC OF BANGLADESH
MINISTRY OF FOREING AFFAIRS

DACCA

NO.PRO/MS/9/1/1975 April 11, 1975

The Ministry of Foreign Affairs, Government of the People's Republic of Bangladesh pay their compliments to all Diplomatic Missions and UN Specialised Agencies in Government of Bangladesh that henceforth cars and vehicles offered for sale by Diplomats, Foreign Missions and privileged persons will be purchased by the Department of Supply and Inspection. Government of the people's republic of Bangladesh, 48, Motijheel Commercial Area, Dacca. In the case of diplomats and diplomatic missions prior permission for sale will be given by the Ministry of Foreign Affairs and in the case of other privileged persons/Organisations, prior permission will be given by the National Board of=Revenue.

The diplomats and diplomatic missions will however, remain entitled to sell cars to other privileged persons and organisations, with the prior permission of the Ministry of Foreign Affairs on payment against foreign exchange held abroad and without any transaction in Bangladesh Taka.

The Ministry avails itself of this opportunity to renew to the esteemed missions the assurances of its highest consideration.

10. 為　　替

(イ) 相　　場

公　定　　1US$=TK15程度

実　勢　　1US$=TK20　〃

(ロ) 対日送金

Bangladesh Bank に申請し、Non Convertible account の許可を得ない限り、現地通貨タカによる対日送金は不可能である。

(ハ) 滞在費等の受取り方法

日本からの送金先

東京銀行バンコック支店に口座を開設し、日本からの送金はこの口座に振込むよう国際協力事業団本部に依頼する。

なお、別途現地の銀行に口座を設け、バンコック支店に通知し、現地口座に送金せしめる。

現地通貨での引出し方法

Current account（当座勘定）の口座を現地銀行に設け、小切手をもらい、これにより現地通貨を引きだすか、又は、Deposit account（貯蓄預金勘定）（Savings accountとも云う）を開設し、引き出し用紙（withdrawal form）に必要金額を記入し、現地通貨を引出す。

(ニ) 現地銀行口座開設手続（保証人の必要、Depositの額）

所定の口座申込み書に必要事項を記入して口座を開設する。保証人の必要はない。Depositの額は概ねTK500程度であるが、American Banking Corporation 銀行のみ Current account の開設であるが、当該口座開設に要する額は TK5,000 である。

11. 出入国管理

(1) 税関検査

① 一般事情

バングラデシュは外国品を輸入制限している事情から、特に入国の場合、携行品の検査はかなり厳格である。免税の対象となるのは身の廻り品（Personal effects）とタバコ1カートン、酒2本までゝあるが、問題は、これらの規定について明確な規準がなく、取り調べにあたり税関吏により、判定が異なり、入国者は迷惑をこうむることが多い。

先ず、入国の際は、税関内に備え付けのF.M.FORM（これは入国時に持込む外貨申告用紙Currency Declaration Form）2枚に書き込み提出し、税関吏のサイン後、一枚（Original）は本人が保有する。他の1枚Duplicateは税関が保管する。Original の申告フォームF.M. は出国（帰国）時にこれに残額を記し、税関に提出するので、この申告書は絶対に紛失しない様に注意が肝心である。

アナカン（別送荷物）の場合も所定のフォーム（UNACCOMPANIED BAGGAGE DECLARATION FORM"A"）に必要事項を2枚記載し、1枚を税関に提出し、他を保有する。これは後刻、別送荷物引取りの際に必要となるので紛失しないように注意する。

バングラデシュでは、10日以上滞在する場合は、外人登録を行う必要があり、この手続きに写真2枚が必要である。

持込み外貨申告用紙及び記載例

Form F. M.

№ 174836

(34129) Original/Duplicate

CURRENCY DECLARATION FORM TO BE COMPLETED BY PASSENGERS IN DUPLICATE.

"Prescribed under Section 8 (i) of the Foreign Exchange Regulation Act. 1947"

I, MR. TARO YAMADA hereby declare that

(Name in full)

the following currency, precious stones & jewellery are in my possession at the time of my arrival in Bangladesh.

A. CURRENCY

Name of currency.		Amount.
US $	Cash	250.00
US $	T/C	500.00

B. JEWELLERY AND PRECIOUS STONES.

Description.	Value.

FOR OFFICIAL USE

Checked.

Custom Officer.

Date

Signature T. Yamada

Passport No.

Nationality JAPAN

Address in Bangladesh C/O EMBASSY of JAPAN DACCA

N. B. (a) Visitors to Bangladesh may please note that in case they wish to take any part of the foreign currency, precious stones or jewellery declared at the time of arrival, they should retain the Form with them and produce it to Customs at the time of their departure from Bangladesh.

(b) Passengers should sell their foreign currency only to an Authorised Dealer or an Authorised Money Changer. Sale of foreign currency to an unauthorised person is an offence under the Foreign Exchange Regulation Act. 1947.

(c) Bangladesh nationals should surrender or declare their foreign currency balance, foreign shares and securities held within or outside Bangladesh, within 30 days from the date of their entry into Bangladesh.

入国に際して

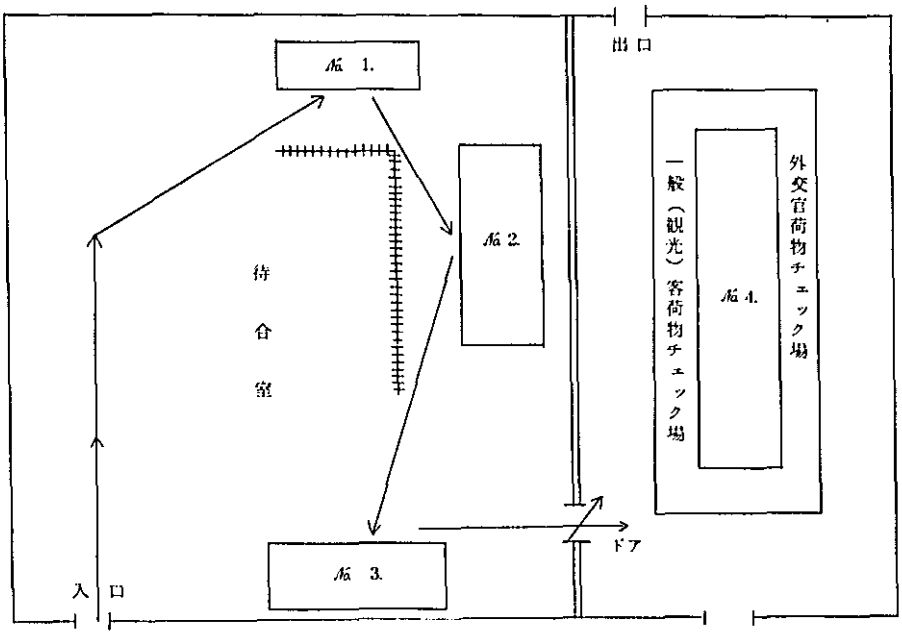

1. カウンター№1.で、種痘及びコレラの証明書を提示する。
2. カウンター№2.で、パスポートを提示して入国ビザのシールを捺印してもらう。
3. カウンター№3.で、F.Mフォーム（通貨申告）及びF.Aフォーム（アナカン）の申告をする。F.Mフォームは、ホテルでの両替や出国の際必要であり、大切に保管のこと。
   このフォームをなくすと出国が困難になることがある。また、F.Aフォーム（アナカン）の申告をしなかった場合、後から来る荷物を引き取ることが不可能となる。
4. カウンター№4.で、手荷物及び荷物チェックを受ける。
   チェック終了後、ポーターに荷物を出口まで運ばせる。
   ※ この際ポーターの中には多額のチップやタバコその他の物を要求する者がいるが拒否すること。
   チップは出口を出てからスーツケース1個につきTK2をポーターに渡す。

出国に際して

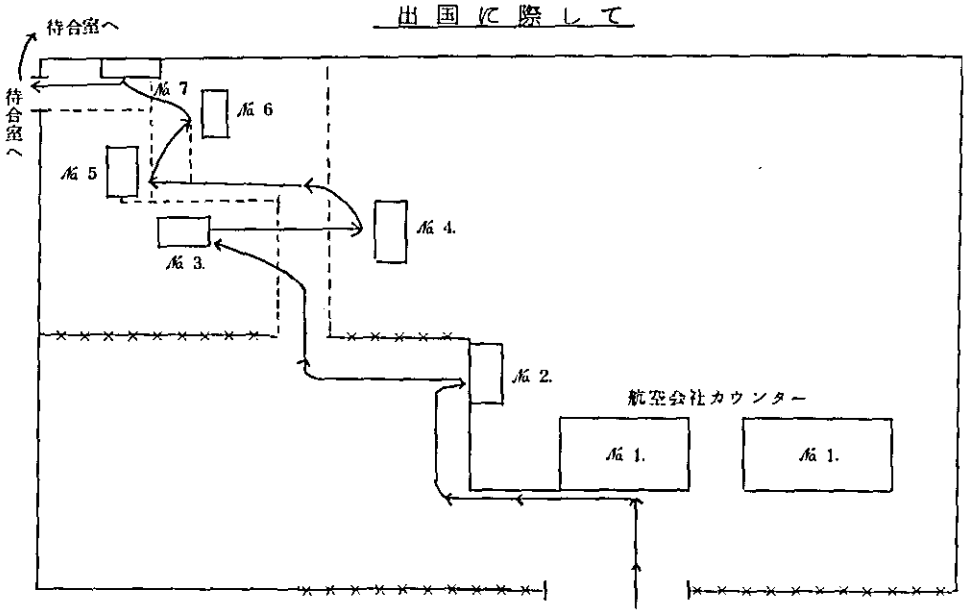

1. カウンターNo 1. 航空会社（タイ航空、インド航空）
   航空券を提示する。ボーディングカード及び荷物のclaim－tag（合札）を受領する。
2. カウンターNo 2.
   出国税（30TAKA）をこのカウンターで支払い、出国税領収書を受領する。
3. カウンターNo 3.
   外貨申告
   F.Aカード（外貨申告）に残高を記入し、サインをし、提出する。
   （ホテルで外貨を交換した場合には裏に使用金額が明記される）
4. カウンターNo 4.
   荷物チェック
   各自の荷物をチェックされる。
5. カウンターNo 5.
   イミグレーションこのカウンターでパスポート及びTax Clearauce certificate提示のうえ、出国のチェックをうける。
6. カウンターNo 6.
   種痘及びコレラの証明書を提示する。
7. カウンターNo 7.
   この場所（Security check）ではボーディングカード（搭乗券）提示のうえ、手荷物検査及びボディ・チェックを受け、終了後搭乗券の裏に検査済のスタンプを捺印させる。

② 持込禁止品（国際的禁止品以外の）

一般の場合は国際的禁止品以外は，関税を支払えば通関出来る。専門家の場合は日常必需品、身の廻り品、生活上の家庭用品等は免税となる。

③ 入国に際しての注意事項

１１.出入国管理の項①一般事情及び"入国に際して"の図参照。

④ 帰国に際しての注意事項（Tax、注射等）

"出国に際して"の図参照。なお、帰国に当っては、コレラ、種痘の証明書（イエロー・ブック）コレラ６ケ月、種痘３ケ年の有効期限をチェックすると同時に、Income Tax Office よりTax Clearance Certificate を取得しておく。

⑤ 持出禁止品（国際的禁止品以外の）

１００年以上の美術品（特に仏陀石像等）

(ロ) 外人登録の有無

外人登録の必要あり。１１.出入国管理の項①一般事情参照。

(ハ) ビザの更新手続き等

Immigration and Passport Office より別添のビザ申請書（Visa Application Form）を２部入手し、必要事項記載のうえ、在外公館よりビザ更新理由を記した英文書簡及び旅券を添付し、１部申請書をRegistration Officeに提示し、N.O.C（No Objection Certificate）取得後、Director, Immigration and Passport Office に提示し、ビザの更新を受ける。通常取得に要する日数は約１０日間である。なお、写真２枚を必要とする。

VISA APPLICATION FORM

To

The Director,
Department of Immigration &
Passports,
Govt.of People's Republic of
Bangladesh, the Dacca.

N.B. 2 photos for Visa Office & 1 Photo for S.B. Office.

Dear Sir,

I shall be grateful if a Multiple/Entry/Re-entry/ Extension Visa is granted to me. My full particulars as follows:-

Note: If any of the particulars furnished below is found to be incorrect or if any information is found to have been with-held, the visa/extension of stay is liable for cancellation.

1. Name in full (Surname in capital) :

2. Address- (a) Permanent:

   (b) in Bangladesh:

3. Date of birth:

4. Place of birth, country, town & district:

5. Present nationality:

6. Nationality at birth:

7. Name of father/husband with nationality:

8. Whether holder of a passport from his or her Govt. — Passport No._____ Place of issue_____

10. Name of country which the applicant is proceeding & purpose: — Validity of passport_____

11. Purpose of return to Bangladesh:

12. Period and purpose for which Multiple/Entry/Re-entry/ Extension of visa is required:_____

_____

Notes: Extension of transit visa which is valid for a fortnight is not generally be granted.

13. Period of stay in Bangladesh after re-entry:

14. Date of arrival :

15. By whom visa for Bangladesh granted :

16. Name and address of persons who will furnish information as to applicant and also furnish financial guarantee for maintenance and repatriation if applied to :-

1. Name_____ 2. Name_____

Complete address_____ _____

_____ _____

17. Date on which present permission of stay in Bangladesh expires :

18. Remarks, if any :

Dated_____197 _____
(Full signature of applicant)

(ニ) 任国内旅行上の手続き、注意

任国内旅行はところによりフェリーによって河を渡るところがあり、また時間単位で待たされることもあるので、予め所属機関（例えば農業省）より、文書を取り付け、行く先々の渡し場で管理人に提示して、優先順位をもらう、また任国旅行には必ず、現地人（カウンターパート）を同行させることが必要である。

12. 便宜供与

(イ) 便宜供与の種類

① 住宅手当等の現金供与

原則的にはコロンボ・プランの特権による現物の供与である。

② 出張旅費：車の提供はある。

ガソリン代の支給、公用出張費等についても、規定上は支給されることにはなっているが、実際問題として、予算上の制約等より支給されていないのが現状である。

(ロ) カウンターパート、通訳

訓練センター等ではカウンターパートは、わが方専門家に対して夫々指名されているが、特に通訳なるものはいない。各専門家との対話は英語で行われる。

(ハ) 免税特権

専門家は特権免税としてバングラデシュ国政府国税庁より Entry Book（又は Pass Book）輸入許可記録帳が発給され、ダッカ市のDACCA WARE HOUSE（政府公認輸入品販売会社）にてウイスキー、タバコ、食品（缶詰、種類が少ない）が

購入できる。

購入許容額は１ケ月３７５タカ相当額である。なお、６ケ月2,２５０タカ相当額のものを一括購入も可能で、購入のつど、購入品目および価格はダッカ・ウェア・ハウスに週２回出張してくる税関吏により上記Entry Book に記載される。.

エアコン、冷蔵庫等についても専門家は免税輸入が可能である。

13. 通信・運輸

(イ) 郵便事情

① 安全性、配達システム（各戸P.O.Box等）

外国より当国に郵送する場合、記念切手のようなカラフルな切手をはるのは避けた方がよい。グラビアカラー写真入りの雑誌、カセット・テープ、絵ハガキ、カレンダー等は配達の途中で抜きとられて届かないことが多い。

配達は宛先戸別配達である。

② 電報、電話サービス

電報は一応安全に配達される。電報は電報局より発信できるが、現在治安 security 上より電文はすべて英語でないと受付けられない。

地方への連絡は電報で３日間を要する。

電話はバングラデシュ国内に一応設備されているが、一回のダイアルで先方に通じることは先ずない。不通の場合が多いし、又、混線、通話途中の中断は普通である。故障も多い。

③ 手紙・電報の日本、現地間の所要日数

。手紙の場合、当国より日本まで、①バンコック経由の航空

便で7日程度、および②カルカッタ経由で10日以上である。タイ航空は火旺と金旺週2回フライトがあるので、従って①の航空便の1～2日前を選んで発送すること。

○電報はLetter Telegram（LT書記電報）、Urgent.（至急報）等があるが、概ね1日～2日である。

④ 主要地方都市との連絡方法

主要地方都市との連絡方法は、一般にダイレクト・ダイアリングによる即時通話であるが通じないことが多い。

○即時通話可能地方都市

チッタゴン、クルナ、ボグラ、コミラ、シレット、クスチィヤ、ジェソール、ラジヒャヒ、マイメンシン、ファリドプール

○即時通話不可能地方都市

タンガイル、パブナ、ラングプール、パチュアカリ、ノアカリ、ディナジプール

なお、これら地方都市への連絡は109番のTelephone DepartmentのTrunk Booking Officeに申込む。所要時間は約1時間である。

附 バングラデシュ国の一般情勢表2. ZONING MAP of BANGLADESH参照。

(ロ) 運　送

① 陸送、海送業者の有無、料金

業者あり。

梱　包	TK12 per キュービック・フィート
ダッカ－チッタゴン	TK1800 per truck
Shipping (Forwarding)	TK5.00 per キュービック・フィート

チッタゴン／横浜　　US$57.20 per ton
or US$50／cuft
Plus 17.7% on B.F.C

② 家財送付上の手続、宛名注意事項

家財送付の場合、空送（アナカン）海送ともに宛名は本人として当該在外公館気付（C/O EMBASSY of JAPAN, No 1. SHANTINAGAR, DACCA−2, BANGLADESH）とすることが最も安全である。

③ 帰国時家財送付上の注意

先ず信用のおけるForwarding agent（業者）を指定し、家財道具の品目リスト、その他必要書類を作成せしめ、空送の場合はSuperintendent Customs, DACCA、海送の場合はSuperintendent Customs, Chittagongに夫々、上記品目リストを添付のうえ申請書を提出、許可取得後税関吏立合いのもとに発送荷物の検査を受け、チェック後に閉梱し、上記業者に発送させる。

14. 言　語

(イ) 公用語、英語その他第1外国語の普及度

英語、ベンガル語、政府文書は最近ベンガル語になっているが、外交団にはベンガル語文書の他にEnglish translationが添付されてくる。

(ロ) 現地語事前学習の必要性

バングラデシュの人々の民族意識に火をつけたのは、パキスタンがベンガル語を排除しようとしたことに端を発していると言われる程、この国の人々のベンガル語を愛する気持は強いも

のがある。それだけに、バングラデシュを訪れる日本人が、ベンガル語の初歩程度をマスターし、簡単な言葉でもベンガル語で話すことが出来れば、現地の人々との親交を深めることになって好ましい。

なお、インド、パキスタンでの生活を経験した人がヒンズー語やウルドゥ語をこの地で使うことがあるが、相手の反感をかうだけで、逆効果となることが多いので注意を要する。

(ハ) 語学学習の施設、受講時間等

ダッカ市にフランス語学習の施設はあるが、英語学習の施設はない。イギリス人の教師の自宅で学習するか、或いは個人で家庭教師を自宅に招いての学習が望ましい。謝金は1時間TK50程度である。

15. 気　　候

年間を通じての気候及びこれに伴う健康管理上の注意事項

バングラデシュの気候は、典型的な亜熱帯モンスーン型で、多雨多湿である。季節的に大別すると、11月から2月が温暖な乾期で、雨は殆んど降らず晴天が続き快適であるが、3月から5月は北西風が吹き、年間降雨量の5分の1がこの時期に降り、最も暑い季節である。6月から10月までが、所謂モンスーン期で、気温はやゝ下がるが、雨量は多く、最も多湿な時期である。この時期に全土に豪雨をもたらす原因は、ベンガル湾から来襲する多量の湿気を含んだ風で、しばしばサイクロンと呼ばれる台風も発生する。年間降雨量の4分の3がこのモンスーン期に降り、西部で1,270ミリ、南東部および北部で2,540ミリ、北東部では実に5,880ミリにも達する。

年間で最も気温の高いのは４月、５月で最低気温は２１℃、最高気温は３９℃である。

また年間で最も涼しい時は１月で、最低気温は9.4℃にもなり、就寝時には毛布を必要とするが、日中の気温は最高で２６℃である。湿度は年間を通じて高く、特にモンスーン期には９０ないし９８％にも達し、気温がたとえ低くとも不快度は高い。

バングラデシュでは健康維持のため細心の注意を払い、１１月から２月までは快適な気候が続き、過し易いのでこの時期に十分に戸外に出て体力を養う様にすると良い。しかし、この時期は雨が降らないので塵挨がたち、又一日の気温の変化が大きいので風邪、咽喉炎をおこし易いので注意を要する。

又、夏期には気温、湿度共に高く、不快な毎日を送らなければならないので、健康に注意し、この時期には昼寝など休養を十分にとり、無理をせず規則正しい生活をする事が望ましい。

16. 治　安

(イ) 一般情勢

現在は一般的に治安は良好である。現地人の日本人に対する感情は、日本車、その他日本製品の進出と共に、日本を大国としてみ、親しみの感情と相俟って良好である。

(ロ) 夜間外出上の注意

① 禁止令の有無

禁止令あり、深夜１２時より３時まで外出禁止である。

(ハ) 緊急時における大使館または駐在員との連絡方法

（連　絡　組　織　図）

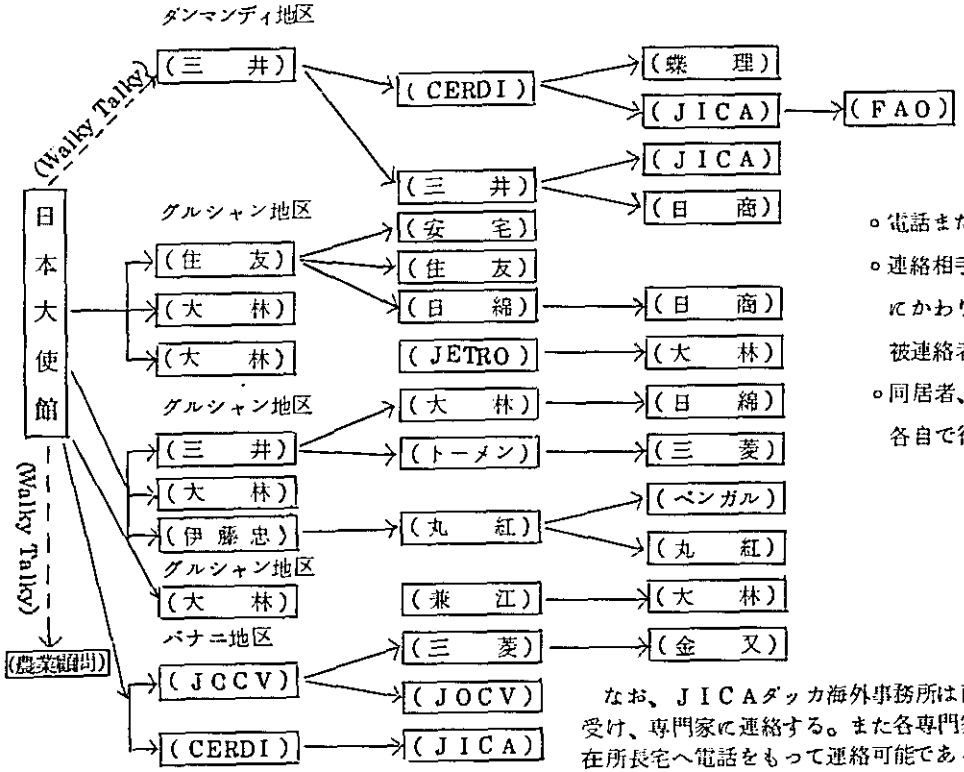

- 電話または徒歩連絡のこと。
- 連絡相手が不在の時、不在者にかわり、責任をもって次の被連絡者に連絡すること。
- 同居者、出張者への連絡は、各自で行うこと。

1975.9.15

在バ日本国大使館

ダッカ日本人会

なお、JICAダッカ海外事務所は直接大使館より連絡を受け、専門家に連絡する。また各専門家は大使館へ、又は駐在所長宅へ電話をもって連絡可能である。集合場所は決定されていない。

17. その他

(イ) 対日感情、現地人気質

バングラデシュにおける対人感情は１６.治安の項(イ)一般情勢にて述べた如く、全体的に極めて良好である。

バングラデシュの人々は一般的に貧富の差、或いは階級に関係なく、精神的にはその属する宗教によって結ばれている。回教徒またはヒンズー教徒にしても、宗教は信ずるものであると同時に生活の指針でもあり、信仰に対して敬虔で厳粛である。

国中の町や村には多数のモスクと呼ばれる　回教寺院がある。敬虔な信徒は時間がくると西方（聖地）に向いて土下座して祈りを捧げているのがよくみられる。多くは禁酒を守り、豚はけがらわしいものとして絶対に食べず、また左手は汚れたものとして物の受け渡しをする場合には用いない。

慣習として、倫理的には回教の戒律が人々の生活を律し、社会的には階級意識がインド程ではないが、かなり強い。バングラデシュ国民はその殆どが回教徒（全体の約８０％、残りはヒンズー教徒１８％、仏教徒、その他２％程度）であるが、ベンガル人特有の激しやすい性格をもっている。極めて情にもろい反面、すぐに激昂するという両面をもっている。

(ロ) 新聞、雑誌等

① 日本よりの購読方法

海外新聞普及株式会社（ Overseas Courier Service Co. ）
9，2－chome, Shibaura, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN
（ P.O.Box No 6 4　TOKYO　A.P.）営業部仕入課購読係に申込めば各種新聞、雑誌、週間誌等が購読できる。

② 日本語雑誌等の販売店の有無

なし。

③ 現地のＴＶ、ラジオ放送（日本から持参するラジオ、テレビカセットの注意事項）

テレビはチャンネルの白黒だが国営により午後６時より１０時４５分まで放映されている。プログラムは殆どベンガル語の歌、踊りなどであるため、日本人が視聴できるのは６時４０分から７時までのFilm Show（英語）、７時５５分から８時５分までの"英語ニュース"および引き続いて９時までのFilm Show（英語テレビ映画）だけである。

ラジオも国営（Radio Bangladesh）で２チャンネルあり、午前、午後にそれぞれ１回英語でニュースを流している。

なお、短波受信機を持参すれば、ＮＨＫの海外放送（ジェネラル・サービス）をはじめ、ＶＯＡ（マニラ中継）、ＢＢＣワールド・サービス、オーストラリヤ、スリランカ海外放送など世界のニュースを傍受できる。

但し、短波による放送は、中波の放送と違って受信する地点、時間、季節などによって、受信状態が不安定な場合がよくあり、せっかく受信機に入った放送も電波障害か混信で、よく聞き取れないことが多い。この様な状態ならいつでもだめではないかと早合点して、聴取をあきらめてしまわないことが肝心である。

ある時間は受信状態が悪くても簡単にあきらめず、また別の時間の放送にダイヤルを合わせてみることも必要である。

（受信機の選び方）

受信機はポータブル型とトランジスタラジオでも交流電

源を使用するテーブル・モデル受信機でもよいが、次の条件を含んだものが望ましい。

1. 短波帯が2バンド以上のもので18MHZ位まで受信できるもの。出来れば短波帯が4バンドで22MHZまで受信できるもの。
2. 高周波増幅回路のあるもの。遠隔地からの微弱な電源をキャッチするには必要である。
3. 内蔵のくり出し式ロッド・アンテナの他に外部のアンテナを接続できる端子のあるもの。
4. 微調整（ファインチューニング）の付いたもの。中波と違って狭いダイヤルに多くの放送がひしめきあっている短波帯の放送を聞くのには必要である。

（テレビセットの選び方）

Frequency等日本と同じであるので、日本の白黒テレビセットでも当地で使用可能である。但し、ヴォルテージが220Vであるので、日本製白黒テレビ使用の場合にはトランスホーマー（100V→220V）が必要である。

(ハ) 風俗、習慣

① 特に禁じられている風俗、食習慣、チップ等

特に禁じられている風習としては、一般飲食店における飲酒、但し、中華料理店の店主を知り、個室での飲酒は大目にみられる。

食事習慣としては、朝食時間は各々の事情によりまちまちで異なるが、概して昼食は午後1時～2時、夕食は7時30分～9時間位である。

バングラデシュでは、右手は食事等に使用し、左手は用便

に使うため食物を左手で扱うことはしない。高温多湿の国柄にもよろうが、当国では政府高官でも執務室で開襟シャツにサンダルばきと云ったラフなスタイルに驚かされる。また日本からバングラデシュに来て先ず最初に耳から覚える現地語は"ボクシィーシィー"という言葉であろう。ほどこしとでも云おうか、このボクシィーシィーはあらゆる場合に要求される。一部資産階級、政府高官を除き一般国民の生活は貧しく月３００タカ（約６千円）以下の収入で、家族をかゝえて貧しい生活をしている人々が多く、貧富の差は大きい。これらの貧しい家の子供達、或いは親のない子供、乳のみ子をかかえた母親、老人が処かまわず"ボクシィーシィー"を要求するのであるが、さして有難がらずに、ボクシィーシィーを受けて立ち去るのは、額にもよろうが、富者が貧しい者にめぐむ回教の教えの故であろうか。

② 専門家としての体面

まれに人によっては慣れない外国での生活環境、語学の不自由さなどから、日本では考えられない言動に走り、現地人の顰蹙を買う人もおるが、この様なことは厳につゝしまなければならない。

また、回教徒の慣習をあなどることも避けなければならない。更にこの国の国民は、酷烈な気候条件などのために仕事ぶりは日本人ほど能率的ではなく、外国人をいらだてることがしばしばあるが、相手のスローペースにいらだたず、筋をとおして相手を説得する余裕がありたい。専門家として自己の技術に自信を持つと同時に国際人として、協調性をもって現地人と接する態度と体面を維持することが望ましい。

③ 特殊なしきたり、注意

政府要人とくに外国元首等が車で通過する際は、概ね道路が封鎖されるのが常であるが、前を横切らないこと、道のわきに立って通過まで待ち、カメラなど向けないことが必要である。

空港及び空港内における写真撮影、インドとの国境地点、その他Restricted areaでの撮影は厳禁であるので、特に注意を要する。

(二) 理髪店、美容院、クリーニング店

理髪店はブルバニー・インタコンチネンタルの両ホテルにある。

ブルバニー・ホテルにおける理髪料は次のとおり。

Hair cutting	TK5.00
Shaving	TK3.00
Headマッサージ	TK3.00
洗　髪	TK3.00

美容院はホテル・インタコンチネンタルの他に1～2軒営業をしている。上記、理髪店、美容院ともに衛生度は普通である。

美容院	パーマ（シャンプー、セット共）	120TK
	セット	25TK

ドライ・クリーニング及びプレス料金表

Items	Dry Cleaning Taka Ps.	Pressing Taka Ps.
GENTS		
Suit 2 pcs.	15.00	8.00
Suit 3 pcs.	18.00	10.00
Dinner Suit	20.00	12.00
Pullover (Without sleeves)	8.00	6.00
Coat	9.00	6.00
Dressing Gown	13.00	10.00
Tie	4.00	3.00
Trousers (Wollen & Tetron)	8.00	4.00
Waist Coat	6.00	3.00
Over Coat	15.00	10.00
Blanket (Upward)	20.00	
SHAWL	10.00	
LADIES		
Blouse Cotton	4.00	
Costume	12.00	8.00
Costusme 2 pc.	14.00	9.00
Skirt	8.00	6.00
Coat	9.00	7.00
Over Coat	15.00	8.00
Dressing Gown	15.00	10.00
Evening Dress	20.00	15.00
Pullover (Without Sleeves)	8.00	6.00
Sari (Silk, Tetron, Terylin)	15.00	9.00
Shawl	8.00	5.00
Slacks	8.00	5.00
Sarl (Cotton, Banarashi)	18.00	16.00
Sari (Banarashi Silk)	20.00 to 25.00	15.00
GENTS	WASHING	
Shirt (Cotton, Nylon)	4.00	Pressing 3.00
Shirt (Silk)	6.00	
Dress Shirt	8.00	4.00
Under Shirt	2.00	5.00
Shorts	2.00	
Handkerchief	F.O.C.	
Socks	2.00	
Pyjamas(2 Pcs)Seleping st.	8.00	
Trousers (Cotton)	6.00	
Jacket (Cotton)	6.00	
Shalwar (Cotton)	4.00	
Trousers (Tetron)	8.00	4.00
Longi	4.00	

Items	Washing Taka Ps.
GENTS	
Towel Bath	4.00
Towel Face	13.00
Bed Sheet	5.00
Bed Sheet (Sig)	7.00
Sherwani (Cotton)	10.00
Sherwani (Silk)	15.00
Bangladesh Shirt (Without Collar)	4.00
Collar	3.00
LADIES	
Blouse (Silk)	6.00
Day Dress	8.00
Panties	2.00
Brassier	2.00
Sports Dress	9.00
Sari (Cotton)	9.00
Kamiz	9.00
Gharara Suit (Presing 22.00)	20.00
Dupatta	4.00
Gloves (Pair)	5.00
Scarf	6.00
Shalwar	4.00
Night Dress	10.00
Skirt (Cotton)	7.00
CHILDREN	
Shirt	3.00
Short	2.00
Under Skirt	2.00
Hander chief	F.O.C.
Pajama(2 Pcs) seleping s	8.00
Trouser Shorts(TBTORON)	6.00
Jacket (Cotton)	6.00
Trousers (Cotton)	5.00
Blouse (Silk)	5.00
Day Dress	7.00
Panties	2.00
Petticoat (cotton)	4.00
Trousers (tetoron)	7.00

(INCLUSIVE OF EXCISE DUTY & SERVICE CHARGE)

(ホ) 買　　物 …… 店の規模、種類、値引

ダッカ市内に比較的規模の大きいニュー・マーケット、バイタモカラム・マーケット等があり、衣料、金物、文房具、書籍、ハンディ・クラフト等を売っているが、品物は良いものはない。みなケバケバしい安物ばかりである。値引きについては全く買手と売手の間のことにつき不定。また同じ品物でも店によって値段が違うこともある。上記マーケット以外は間口一間程度の小さい店、或いは小屋である。地方もこれと同様である。

(ヘ) 今後赴任される専門家に対するアドバイス等

生活上の諸点を中心にして

今後赴任される専門家は、現在バングラデシュ国内に漸く物質が出廻っているとはいえ、矢張り当国で日本人が生活することは、いろいろの面において困難な現状に鑑み、出来る限り多くの日用品、日本食品を日本より空送（アナカン）および海送することが望ましい。

なお、バングラデシュ国内におけるビザ申請等、各種手続き等に必要であるので、パスポート用の写真は家族のものを含めて１０枚程度焼増し、持参を必要とする。

なお、家族子女の慢性疾患、例えば中耳炎等、および歯の治療等は来バ前に完全に治療しておくことなども必要である。

APPENDIX I

バングラデシュ国への派遣専門家等に対する免税特権について

Government of The People's Republic of Bangladesh
Ministry of Finance
National Board of Revenue

NOTIFICATION
(CUSTOMS)

Dacca, the 14th March, 1974.

S.R.O. 132/D/CUS/74-. In exercise of the pouers conferred by secti on 19 of the Customs Act. 1969 (IV of 1969), and section pleased to exempt the goods specified in the Table below imported into Bandladesh by a privileged person from the whole of the customsduties and sales tax charageable thereon, subject to the following conditions, namely : -

(i) that the privileged person shall produce to the appropriate officer of customs at the time of clearance of the goods imported by him, his passport and the passports of the members of his family and a certificate from the administrative Ministry or any other person authorized in this behalf by such Ministry to the effect the he and the members of his family will stay in Bandladesh for the whole of the period for which the goods are imported;

(ii) that the exemption may be availed of by importing the quota specified in the Table below for a maximum period of six months at a time ;

(iii) that the goods in respect of which exemption is allowed under this notification shall, on their import be entered by the appropriate officer of customs in the pass book issued to him by Collector of Customs of the competent jurisdiction under instructions of the Board.

2.The quota for the import of liquors and tobacco may be allowed to the utilized for the import of articles of food-stuff and other consumable stores including medicines in addition to the normal quota for such articles;

(Provided that the quota for the import of liquors and tobaco shall not be available to persons below 18 years of ae.)1

Explanation : - For the purpose of this Notification, the expression "Privileged Person" means a foreign expert, technician or consultant working in Bangladesh under —

(i) any agreement between him and the Government of the people's Republic of Bangladesh, or

(ii) any agreement between the Government of the People's Republic of Bangladesh and a foreign Government or a foreign or internation organization or agency, or

(iii) any agreement between any authority, institution or agency in Bangladesh and a foreign or international organization or agency for the purposes of execution or operation of any project or any technical assistance or any cultural or social welfare programme approved by the Government of the People's Republic of Bangladesh.

and, except in the case of an agreement mentioned in clause (i), whose salary and travelling expenses to and from Bangladesh are paid by such foreign Government, Organization or agency, as the case may be

T A B L E

Sl.No.	Name of the goods.	Monthly quota per member of the family
(1)	(2)	(3)
1.	Articles of food-stuff and other consumable stores including medicines.	Upto a F.O.B.$_2$ value of Taka 375.00$_3$
2.	Liquors and tobacco.	Upto a F.O.B.$_2$ value of Taka 375.00$_3$

- -

By Order of the President

Sd/- (A.K.M. Wali-ul-Islam)
Joint Secretary.

1. Added vide SRO 184-L/75/231/D/Cus/75 dt. 30.5.75.

2. Substituted for "C.I.F." vide SRO 142/D/Cus/74 dt. 16.4.74.

3. Substituted for "Taka 125.00" vide S.R.O. 184-L/75/231/D/Cus/75 dt. 30.5.75.

Government of The People's Republic of Bangladesh
Ministry of Finance
National Board of Revenue

- - - - - -

N O T I F I C A T I O N
(C U S T O M S)

Dacca, the 14th March, 1974.

S.R.O. No. 131/D/CUS/74-. In exercise of the powers conferred by section 219 of the Customs Act, 1969 (IV of 1969), and in supersession of all previous rules and orders on the subject, the National Board of Revenue is pleased to make the following rules, namely : -

1. Short title and commencement : - (1) These rules may be called the Privileged Persons' Baggage Rules, 1974. (2) They shall come into force at once.

2. Definition : - In these rules, unless there is anything repugnant in the subject or context, "Privileged Person" means a foreign expert, technician or consultant working in Bangladesh under --

   (i) any agreement between him and the Government of the People's Republic of Bangladesh, or

   (ii) any agreement between the Government of the People's Republic of Bandladesh and a foreign Government or a foreign or international organisation or agency, or

   (iii) any agreement between any authority, institution or agency in Bangladesh and a foreign or international organisation or agency for the purposes of execution or operation of any porject or any technical assistance or any cultural or social welfare programme approved by the Government of the People's Republic of Bangladesh,

and, except in the case of an agreement mentioned in clause (i), whose salary and travelling expenses to and from Bangladesh are paid by such foreign Government, organisation or agency, as the case may be, and in relation to whom such agreement provides for the extension of the concessions under these rules.

3. Import of articles free of customs-duties, etc. - (1) A privileged person shall, on his first arrival in Bangladesh, be entitled to import free of customs-duties--

(a) articles forming part of his personal and household effects including one car for his personal use of for the use of the members of his family ;

(b) Articles of food-stuff and other consumable stores including medicines upto a F.O.B. value of Taka 375.00 and liquors and tobacco upto a F.O.B.[1] value of Taka 375.00[2] per member of his family :

Provided that the amount specified for liquors and tobacco may be utilized for the import of articles of food-stuff and other consumable stores ;

(Provided further that the amount specified for the import of liquors and tobacco shall not be admissible to members are below 18 years of age.")[3]

2. The unaccompanied personal and houshold effects or articles, if any, may be imported within six months from the date of his first arrival in Bangladesh:

Provided that the privileded person make a declaration in respect of both accompanied and unaccompanied personal and household effects and other articles in Form "A" annexed to these rules.

4. Issue of pass book : - (1) A privileged person shall make an application to the Board through the administrative Ministry concerned for the issue of a pass book and the Board shall, on receipt of such application, direct the Collector of Customs of the competent jurisdication to issue a pass book to the privileged person in such form as may be specified by the Board and the fact of issuing such pass book shall be entered in the Passport of such privileged person.

(2) All articles imported by a privileged person on his first arrival in Bangladesh and also imported on subsequent occasions or purchased from another privileged person free of customs-duties shall be entered in his pass book.

5. Disposal of cars, etc. - (1) A car imported by a privileged person or purchased with the concurrence of the Board from another privileged person free of customs-duties

shall, if not re-exported, be disposed of in such manner as may be laid down by the Government or by the Board from time to time.
(2) Any durable articles including air-conditioner, refrigerator, radiogram, tape recorder and washing - machine other than a car imported by the privileged person or purchased with the concurrence of the Board from another privileged person free of customs-duties shall not be disposed of by sale or otherwise, if such articles are not re-exported, without obtaining the prior permission of the Board and except in such manner and subject to such conditions as may be laid down by the Government or by the Board from time to time.

---

1. Substituted for "C.I.F."vide S.R.O. 143/D/Cus/74 dt. 16.4.74.
2. Substituted for "Taka 125.00" vide SRO184-L/75/232/D/Cus/75 dt. 30.5.75.
3. Added vide SRO 184-L/75/232/D/Cus/75 dt. 30.5.75.

(3) If any durable articles including air-conditioner, refrigerator, radiogram, tape recorder or washing-machine imported by a privileged person or purchased from another privileged person free of customs-duties are disposed of by sale or otherwise, customs-duties shall be payable at the rates applicable to such articles at the time of such disposal.
(4) The fact of the disposal of car and other durable articles or their re-exportation, as the case may be, shall be entered in the pass book of the privileged person by appropriate officer.

6. Surrender of pass book : - A privileged person shall surrender his pass book to the appropriate officer at the time of his final departure from Bangladesh and the appropriate officer shall verify if the car and other durable articles have been exported out of Bangladesh or disposed of in the manner laid down by the Government or the Board.

F O R M A
(See rule 3 (2))

BANGLADESH CUSTOMS NBR-2.

ORIGINAL for passengers
DUPLICATE for C.H. record.

BAGGAGE DECLARATION FORM "A"

Place of issue .....

Registration No. ...../19 Date of issue .....

(a) Name of passenger Mr./Mrs/Miss .....
arrive from .....

(b) Ex. Vesse l/Aircraft .....on.....Passport No.....
Nationality

(c) Accompanying family members ..Passport No.....
Nationality

I declare that my/our unaccompanied baggage as shown below will arrive/has already arrived by Vessel/Aircraft/ Post percel on or about .....

DETAILS OF UNACCOMPANIED BAGGAGE INCLUDING CAR

Sl.No.	Description of goods.	Value (Rs).	Remarks
(1)	(2)	(3)	(4)

Signature of passenger.....

Address .....

Date ....

- -

N.B.- (1) This Form is not valid unless signed by the Examining Customs Officer (on the reverse) and duly registered at the Customs Office of issue.

(2) Any unauthorised alteration or erasure in this Form will render it null and void.

Page - 2.

(FOR USE BY CUSTOMS DEPARTMENT)

1. FOLLOWING ACCOMPANIED BAGGAGE RELEASED FREE AND/OR ON PAYMENT OF TAXES : -

S. No.	Description of goods	Value Rs.	Baggage rules Classification	If duty paid Amount of		No.date of Baggage receipt	Remarks
				Duty	Sales Tax		

Customs Stamp

(Signature of Examining Customs Officer)

Counter-signature of Supervising Customs Officer (Inspector/Supdt.Preventive Serv.)

Date : . . . . . .

2. PARTICULARS OF UN *ACCOMPANIED BAGGAGE CLEARED

S. No.	Description of goods	Value Rs.	Baggage Rules Classification	If duty paid Amount of		No.& date of Baggage Receipt	Dated Signature of Customs Officer	Remarks
				Duty	Sales Tax			

Sd/- (S.M. Akram)
Second Secretary

APPENDIX Ⅱ　バングラデシュ国の一般情勢

1.　地理的状況

自然状況

バングラデシュは北緯２０°３０′～２６°４５′、東経８８°～９２°５６′に位置している。その面積は１４２,７０８平方粁で、１９７４年調査による人口は7,６００万人である。

この国は世界でも有数の高人口密度の国であり、また人口成長率も非常に高い。

国境は大部分インドに接しているが、東南部の一部がビルマに接している。国内には首都ダッカ、チッタゴン、クルナ以外には大都市は存在しないので、人口は国内に一様に分布していると言うことが出来る。

行政区画としては、国内は４つのDIVISIONに分れており、一つのDIVISIONは１９のDISTRICTに分割され、更に一つのDistrictは数個のSubdivisionに分割しており、一つのSubdivisionは更に多数のThanaに分割されている。全体のSubdivisionの数は６０、Thanaの総数は４１３である。

バングラデシュの大部分は沖積平野より成り立っているが、ガンジス河とジャムナ河の間、およびジャムナ河とメグナ河との間には若干の台地があり、これらの台地はバリンド台地（Balind Terrace）と呼ばれている。

首都ダッカは東側のバリンド台地の南端に位置している。国の東南部には山地があり、Chittagong Hillsと呼ばれている。Chittagong Hillsは第三紀層よりなる。

国土はガンジス河（下流部はパドマ河と呼ばれる）、ジャムナ

表 1. Administrative Division in Bangladesh

Division	District	Subdivision	Thana
Chittagong	Chittagong	3	22
	Chittagong Hill Tracts	3	12
	Comilla	4	21
	Noakhali	2	13
	Sylhet	4	32
	5	16	100
Dacca	Dacca	5	37
	Faridpur	4	24
	Mymengsingh	5	42
	Tangail	1	8
	4	15	111
Khulna	Barisal	4	25
	Jessore	4	20
	Khulna	3	22
	Kushtia	3	12
	Patuakhali	2	10
	5	16	89
Rajshahi	Bogra	1	13
	Dinajpur	2	22
	Pabna	2	17
	Rajshahi	4	30
	Rangpur	4	31
	5	13	113
4	10	60	413

表2. ZONING MAP of BANGLADESH

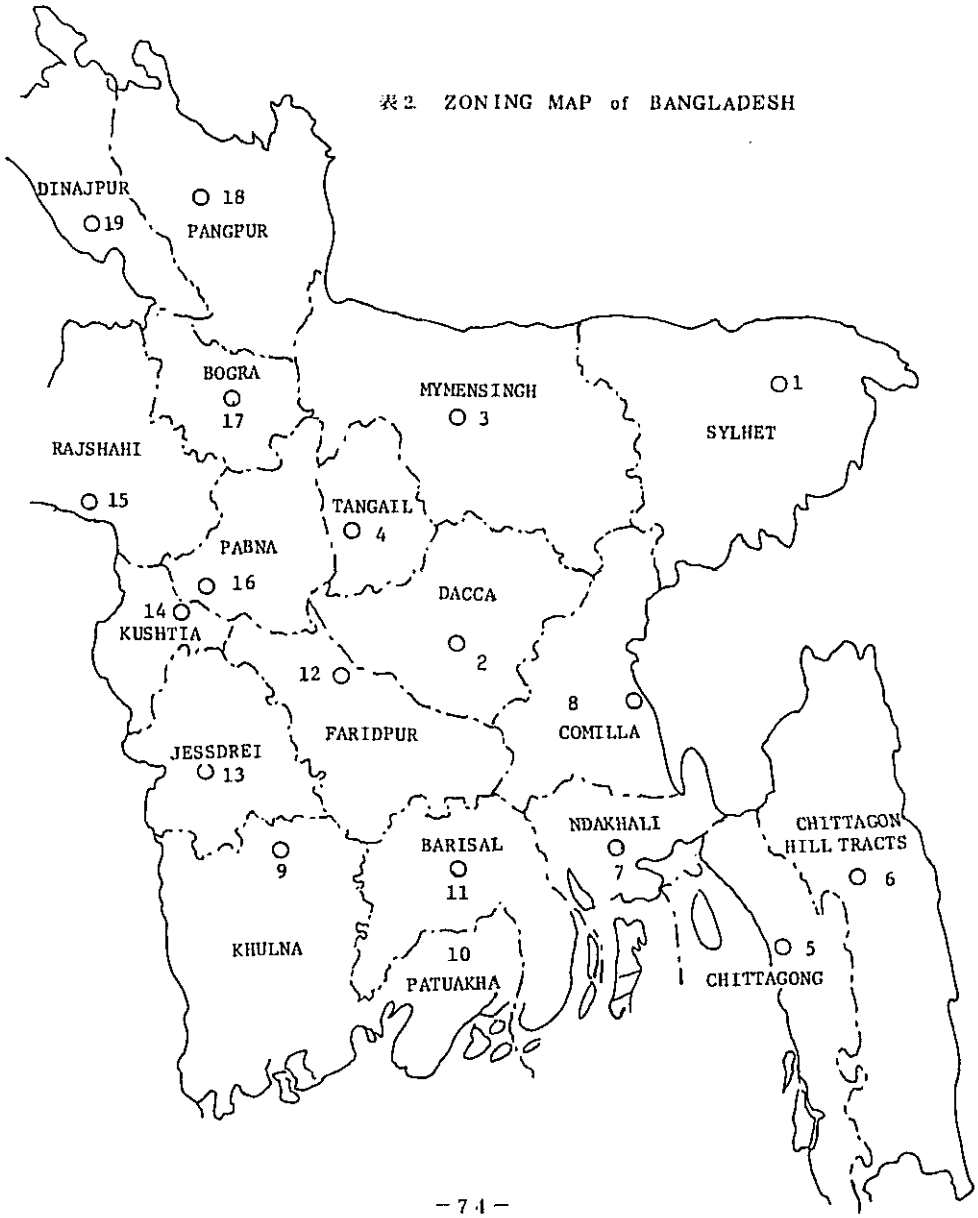

河およびメグナ河によって4分割されている。

モンスーンの季節になると、これらの河川により国外から運び込まれる水と国内に降った雨水が重なり広範囲にわたり国土は浸水する。毎年この季節には、国土の約30％が浸水すると云われている。

特に、1974年のモンスーン期には国土の50％が浸水し、多数の生命、財産が喪失したことが報ぜられている。

ベンガル湾に発生する大部分のサイクロンはバングラデシュを襲撃する。海岸地方はこの際暴風を伴う大波によって洗われる。しかしサイクロンは、その進行に伴なって東側に向きを変えるので、国の北西部には大きな影響を与えない。

バングラデシュの気象は、いわゆる熱帯性であり、乾期と雨期とが明確に区分されている。年間の降雨量は場所によって相違があるが、1,520㎜から6,350㎜に達する。一般的に北部と海岸地方では大きく、ジャムナ河に沿う地域では少ない。

降雨量の年変化をベースにとると、一年を次の3つの時期に区分できる。

時　　期	期　　間	全体に対する降雨量(%)
モンスーン又は雨期	6月～10月	78
乾　　期（冬）	11月～　2月	3
夏　　期	3月～　5月	19

このような降雨の季節的変化は低地の農耕地には好都合であり、農地に対する貯水に直接の関係をもち、農耕地の利用並びに農作物に大きな影響を与えるものである。

国土の大部分は4月または5月に最高の温度に達する。夏期に

おける３月平均温度の最高は約３３℃である。

全地域を通じ１月が最低温度を示す。平均最低温度は１０℃～１２℃であり、冬期の平均最高温度は２４℃～２７℃である。

雨期における月平均湿度は８０％を越すが、乾期においては５０％～７０％である。

経済概要

バングラデシュの経済は、農業を基盤として成り立っており、この傾向は将来とも続くものと思われる。その理由としては、１９７３年から発足した５ケ年計画においても、計画の最終年度である１９７８年における農業および工業の目標シェアーは、対ＧＮＰ比でそれぞれ５５.１％、１１.２％となっていることを挙げることが出来る。

この国は現在、重工業時代に入っておらず、それ以前の状態であると云えよう。

解放戦争による破壊は深刻で、各工業における生産の回復は迅速であるとは云え、一般に諸工業の操業状態は緩慢である。５ケ年計画においては、新規事業に対して投資しないで、戦前のレベルに回復することに主力を置いて生産目標を設定している。

国の経済活動の水準を示すＧＮＰまたはＧＤＰについての信頼出来るデーターを入手することは困難である。

バングラデシュ政府の計画委員会（PLANNING COMMISSION）の評価では、１９６９／７０におけるＧＤＰは３１４億タカ（１９６９／７０の価格で約４３億ドル）であり、その平均成長率は 4.4％／年である。１９７２／７３の戦争による打撃によりＧＤＰは戦前のＧＤＰに対して約１０％低下し、現在でも

戦前のレベルに回復していない。

１９７３年１１月に政府計画委員会は５ケ年計画を作成した。計画期間は１９７３～７８年である。

この計画の基本目標は、次のとおりである。

a．雇傭の機会を増大し、国民所得の成長率の促進を計り、併せて平等に配布されるような価格政策をとり、貧困からの脱皮をはかる。

b．戦災からの復興、特に農業および工業部門での生産力の回復をはかること。

c．ＧＤＰの年成長率を最低5.5％とし、現在の人口増加率（約３％）を上廻り、１人当り所得水準の向上をはかる。

d．基礎消費物資の最低量を確保すること。特に食糧、衣料、食用油、ケロシン、砂糖に重点をおく。

e．物価の上昇を抑えて、特に生活基本物資の価格上昇を鎮静せしめる。

f．１人当りの所得増加率を最低年2.5％とする。

g．社会主義化による利益を確保し、国家の関与する領域を漸次拡大し、政治的、社会的変化に応じて経済制度を変革していく。

h．国内資源の開発動員により外国援助依存の減少を図る。特に肥料、セメント、鉄鋼など不確実な外国からの供給依存から脱皮するために輸入代替を促進する。

i．食糧の自給を達成する。人口の都市流入を避け、農村での雇傭を拡大するため、農業の制度的技術的改革を行う。

j．国の経済開発をおびやかしている人口増加率を現在の３％水準から2.8％に低下させる。

k．労働力の質的改善をはかるため、教育、保健、農村、住宅、

水道施設等を改善する。

1．所謂の公平な配布と雇用機会の確保、雇用機会の拡大している地方への労働力の移動を促進する。

第1次5ケ年計画における予算は445.5億タカで、そのうち119.9億タカ（全体の約40.4％）は外国援助に依存している。

表2. Development Expenditure and Revenue Source
(Unit : Taka 10 million)

1. Development Expenditure		
Governmental	3,952	
(Investment)	(3,298)	
(Non-investment)	(654)	
Non-governmental	503	585
(Investment)	(471)	(585)
(non-investment)	(32)	
Total Expenditure	4,455	585
(Investment)	(3,769)	(585)
(Non-investment)	(686)	
2. Domestic Savings	2,698	
(Government Savings)	(1,618)	
(Non-Government savings and Bank loans)	(1,080)	(585)
3. Inflow of Foreign Capital	1,799	
Equivalent Domestic Resaurces		

Source: THE FIRST FIVE-YEAR-PLAN

表 3. Gross Domestic Product and its Components
(Unit:100,000 Taka at 1972/73 prices)

Agriculture, Dive-stock, Forestry & Fishery	Benchmark GDP	Estimated actual GDP	Projected GDP 1977/78	Annual percentage rate of growth over Benchmark GDP	Annual percentage rate of growth over Benchmark GDN
Agriculture, dive-stock Forestry & Fishery	2,883 (57.6)	2,407 (56.1)	3,602 (55.0)	4.6	1972/73 GDN 8.4
Manufacturing	520 (10.4)	358 (8.3)	731 (11.2)	7.1	15.4
Construction	184 (3.7)	171 (4.0)	326 (5.0)	12.1	13.7
Power & Gas	15 (0.3)	15 (0.3)	25 (0.4)	11.0	11.0
Housing	236 (4.7)	236 (5.5)	288 (4.4)	4.1	4.1
Tradé, Transport & other service	1,165 (23.3)	1,107 (25.8)	1,570 (24.0)	6.2	7.2
Total	5,003	4,294	6,540	5.5	8.8
Capital GDP (Taka)	676	580	766	2.5	5.7

Source: The First-Five Year Plan 1972-73

Note: Figure in ( ) is percentage of total

国内分は税の増収分、増税、政府ならびに民間における節約などから成り立っている。

表2.は5ケ年計画における開発予算とその財源を示したものである。

部門別投資配布についてみると、総支出の２４％が農業と水資源とに配布され、１9.７％が製造業に配布されている。

製造業に若干重点がおかれていることが見受けられるが、表3.に示したように、計画期間を通じて工業部門の構造には大きな変化は認められない。

この5ケ年計画によれば、ＧＤＰの年成長率は5.5％であり、１人当りの所得の増加率は2.5％である。

然し乍ら、これらの増加率は戦前の平静な時期の水準をベースとしたものである。

戦後１９７２／７３の水準に対して、これらはそれぞれ戦後２8.8％、5.7％と上昇している。このことは計画の初年度たる１９７３／７４における生産て回復するであろうという仮定にもとずいた数字である。

Ⅳ　大使館等連絡先

(イ)　在バングラデシュ日本大使館

住　所：EMBASSY of JAPAN
No.1 SHANTINAGAR,
DACCA−2, BANGLADESH

電　話：251055
251066
242660

(ロ)　国際協力事業団ダッカ海外事務所

住　所：JICA DACCA OFFICE
C/O EMBASSY of JAPAN
No.1 SHANTINAGAR,
DACCA−2, BANGLADESH

電　話：251055
251056
242660

(ハ)　海外事務長自宅

氏　名：MR.OSAMU WAKATSUKI

住　所：House No.323
Road No.33
Dhanmondi Residential Area
DACCA−5, BANGLADESH

LIB